

### 3 行 動 ・ 方 法 カ ル テ

- (1) 共通部門 (A)
- (2) 都市部門 (T)
- (3) 住宅部門 (J)
- (4) 産業部門 (S)
- (5) 医療・保健・福祉部門 (I・H・F)
- (6) 教育・文化・地域部門 (K・B・C)

## ( 1 ) 共通部門 ( A )

震災復興本部準備室・震災復興本部の設置 (A-1)

震災復興本部会議の設置・運営 (A-2)

震災復興総合計画の策定 (A-3)

震災復興検討会議の設置・運営 (A-4)

財政需要見込額の把握 (A-5)

予算の執行方針の策定 (A-6)

予算見積方針の策定 (A-7)

財源対策 (A-8)

国・都への提案要求事項の取りまとめ (A-9)

復興基金の創設 (A-10)

人的資源の確保 (A-11)

用地の確保・調整 (A-12)

まちの復旧・復興状況の把握 (A-13)

区民生活の再建状況等の把握 (A-14)

復興関係広報の実施 (A-15)

被災者総合相談所の設置 (A-16)

応急対応期の市民活動との連携 (A-17)

生活復興期の市民活動との連携 (A-18)

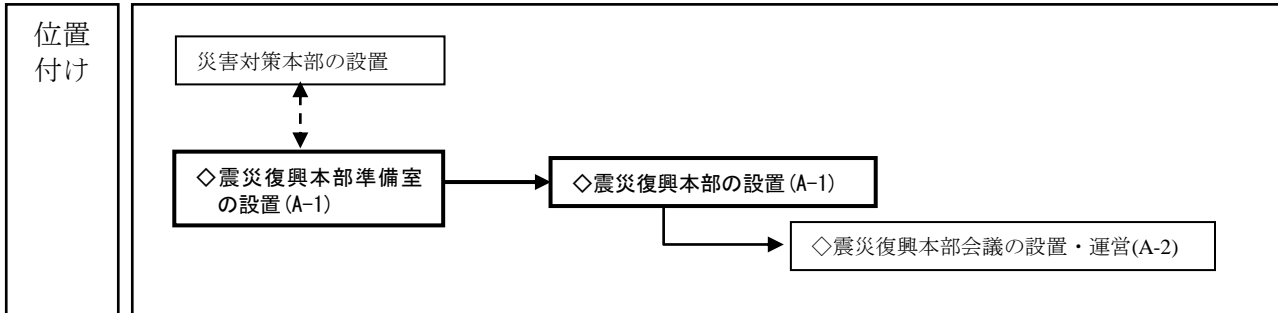
区有施設等の被害把握等 (A-19)

がれき等の処理 (A-20)

項目	<b>震災復興本部準備室・震災復興本部の設置</b>	<b>A-1</b>
----	----------------------------	------------

被災直後、災害対策本部内に、復興対策の準備にかかわる「文京区震災復興本部準備室」（以下「準備室」という。）を設置する。

被災直後から応急対策が一段落した段階において、復興対策を総合的かつ計画的に実施するため、災害対策本部とは別組織となる「文京区震災復興本部」（以下「復興本部」という。）を臨時的組織として設置する。〈▶A-1a〉



具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1) 準備室の設置	被災直後	企画政策部 企画課 都市計画部 都市計画課	①被災直後に設置される災害対策本部内に復興本部設置にかかわる準備室を設置する。 ②準備室長は企画課長とし、職員は企画課、都市計画課の職員から選抜し、数名で組織する。
(2) 復興本部の設置	被災後1週間～	企画政策部 企画課 都市計画部 都市計画課	①企画政策部長は、震災被害の重大性を考慮して、都市の復興及び区民生活の再建等に関する事業の迅速かつ組織的・計画的遂行のため復興本部を設置する必要があると認めるときは、その設置を区長に申請する。 ②区長は、企画政策部長の要請を受けた場合において、その必要性を認めるときは、「文京区震災復興本部の設置に関する条例」（以下「復興本部条例」という。）に基づき、被災後1週間程度をめどに復興本部を設置する。〈▶A-1b〉 ③復興本部を設置したときは、直ちに各部、都、防災関係機関にその旨を通知する。〈▶A-1c〉
		各部庶務担当	④各部長は、企画政策部長から復興本部設置の通知を受けたときは、その旨を関係職員に周知する。
		企画政策部 広報課	⑤復興本部が設置されたときは、直ちにその旨を報道機関に発表するとともに、区の広報媒体を通じて区民への周知を図る。
(3) 復興本部の廃止		企画政策部 企画課	①企画政策部長は、震災被害に係る復興事業が進ちよくし、本部設置の目的が達成されたと認めるときは、復興本部の廃止を区長に申請する。 ②区長は、企画政策部長の申請を受けた場合において、都市の復興及び区民生活の再建等が図られたと認めるときは、復興本部を廃止する。 ③復興本部が廃止されたときは、直ちに各部、都、防災関係機関にその旨を通知する。
		各部庶務担当	④各部長は、企画政策部長から復興本部廃止の通知を受けたときは、その旨を関係職員に周知する。
		企画政策部 広報課	⑤復興本部が廃止されたときは、直ちにその旨を報道機関に発表するとともに、区の広報媒体を通じて区民への周知を図る。

留意 事項	・復興本部の設置の際には、災害対策本部事務局（防災課、総務課）と調整し、応急（緊急）対策の作業状況を十分に考慮する。
事前 準備	

1. 文京区災害対策本部と震災復興本部の関係 (▶A-1a)

1. 「災害対策本部」と「震災復興本部」の目的と機能

「災害対策本部」は、「災害対策基本法」(第23条)及び「文京区災害対策本部条例」、「文京区災害対策本部条例施行規則」に基づき設置されるものであり、震災発生直後からの応急・復旧対策を臨時的かつ機動的に実施することを主な設置目的とする。

「震災復興本部」は、「文京区震災復興本部の設置に関する条例」、「文京区震災復興本部条例施行規則」に基づき設置されるものであり、震災後の復興対策を長期的かつ計画的に実施することを主な設置目的とする。

両本部の根拠法令、設置目的及び業務内容は下図に示すとおりである。

「災害対策本部」	「震災復興本部」
<p>①根拠法令：「災害対策基本法」(第23条)及び「文京区災害対策本部条例」、「文京区災害対策本部条例施行規則」</p> <p>②設置目的：震災発生直後からの応急・復旧対策を臨時的かつ機動的に実施すること</p> <p>③業務内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本部の設置・運営</li> <li>2. 情報連絡体制の整備</li> <li>3. 防災関係機関等との相互協力</li> <li>4. 災害広報・広聴</li> <li>5. 輸送</li> <li>6. 避難及び避難所の開設・運営</li> <li>7. 救援および救護</li> <li>8. 応急生活確保</li> <li>9. 災害時要援護者対策</li> <li>10. 帰宅困難者対策</li> <li>11. ボランティア等との連携・協働</li> <li>12. 公共施設等の応急対策</li> <li>13. 応急教育</li> <li>14. ごみ・し尿・がれき等処理</li> <li>15. 遺体の収容</li> </ol>	<p>①根拠法令：「文京区震災復興本部の設置に関する条例」、「文京区震災復興本部条例施行規則」</p> <p>②設置目的：震災後の復興対策を長期的かつ計画的に実施すること</p> <p>③業務内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本部の設置・運営</li> <li>2. 復興総合計画の策定</li> <li>3. 検討会議の設置・運営</li> <li>4. 復興関係の予算、財政措置</li> <li>5. 復興にかかわる人的資源、用地、情報管理、広報、相談、市民活動に関すること</li> <li>6. 区有施設、家屋等の被害把握等</li> <li>7. がれき等の処理</li> <li>8. 都市復興の計画策定、事業実施</li> <li>9. 時限的市街地の建設・運営</li> <li>10. 応急的な住宅の供給・管理</li> <li>11. 区営住宅等の供給・管理</li> <li>12. 民間住宅に対する住宅再建支援</li> <li>13. 区内産業の被害把握、振興支援</li> <li>14. 医療機関の復旧状況把握・復旧支援</li> <li>15. 被災者の健康管理、メンタルヘルスケア</li> <li>16. 被災者の生活実態調査</li> <li>17. 被災者の生活再建支援</li> <li>18. 福祉施設、在宅福祉サービスの支援</li> <li>19. 学校施設の再建、授業の再開</li> <li>20. 被災児童・生徒への支援</li> <li>21. 文化・社会教育施設等の再開、復旧支援</li> <li>22. 文化活動による心のケア</li> <li>23. 町会・自治会コミュニティ活動の支援</li> </ol>

## 2. 「災害対策本部」と「震災復興本部」の業務区分

「災害対策本部」と「震災復興本部」の業務内容は既述のとおりであるが、その区分に関して、「災害対策本部」が所掌する応急・復旧的な事務事業で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるもの（下図の②）については、両本部が緊密に連携し、連絡しながら処理する必要がある。

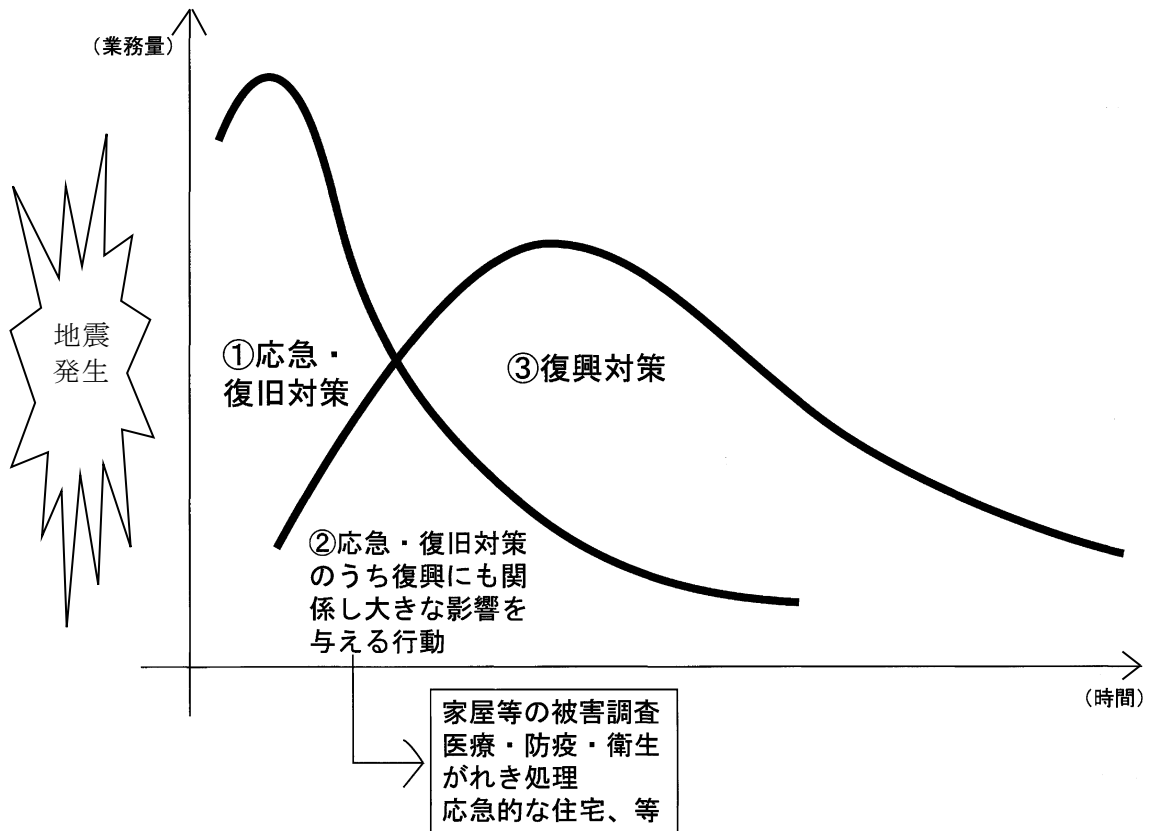


図 応急・復旧対策、復興対策の概念図

2. 「文京区震災復興本部の設置に関する条例」〈▶A-1b〉

○文京区震災復興本部の設置に関する条例

平成十八年三月九日  
条例第二号

(目的)

第一条 この条例は、被災地の復興並びに区民生活の再建及び安定に関する施策を速やかに、かつ、計画的に実施するため、文京区震災復興本部（以下「本部」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 区長は、区が震災等により重大な被害を受けた場合において、必要があると認めるときは、本部を設置する。

(所掌事務)

第三条 本部は、次の事務をつかさどる。

- 一 震災復興に係る基本的な方針及び総合的な計画の策定
- 二 震災復興に係る重要な事業の進行管理
- 三 その他本部長が必要であると認めた事務

(組織)

第四条 本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は、区長をもって充てる。
- 3 本部長は、本部の事務を統括し、本部を代表する。
- 4 副本部長及び本部員は、本部長が区の職員のうちから指名する者をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第五条 本部に規則で定めるところにより、部を置くことができる。

- 2 部に部長を置き、本部長が本部員のうちから指名する者をもって充てる。
- 3 部長は、部の事務を掌理する。

(廃止)

第六条 区長は、本部を設置した目的が達成されたと認めるときは、本部を廃止する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

3. 復興本部における各部・課の役割 (▶A-1c)

部	課	分掌事務
企画政策部	企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>震災復興本部の設置・運営・廃止に関すること。</li> <li>震災復興本部会議の設置・運営に関すること。</li> <li>震災復興検討会議の設置・運営に関すること。</li> <li>震災復興総合計画の策定に関すること。</li> <li>震災復興対策の総合調整及び進行管理に関すること。</li> <li>震災復興本部業務と災害対策本部業務の総合調整に関すること。</li> <li>区民生活の再建状況等の把握に関すること。</li> <li>部内及び他部との連絡調整に関すること。</li> </ul>
	財政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>復興関係の予算に関すること。</li> <li>復興に係る財政計画に関すること。</li> <li>復興基金の協議等に関すること。</li> </ul>
	広報課	<ul style="list-style-type: none"> <li>復興に係る広報及び広聴に関すること。</li> <li>被災者総合相談所の設置・運営に関すること。</li> <li>報道機関との連絡に関すること。</li> <li>復興の記録に関すること。</li> </ul>
	情報政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者総合相談所等における情報システムの復旧及び復旧・復興に関する情報活用に関すること。</li> </ul>
総務部	総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>復興本部の設置・運営・廃止に関すること。</li> <li>部内及び他部との連絡調整に関すること。</li> </ul>
	職員課	<ul style="list-style-type: none"> <li>人的資源の確保に関すること。</li> <li>復興に係る人事計画、服務及び給食に関すること。</li> <li>職員の公務災害補償に関すること。</li> </ul>
	契約管財課	<ul style="list-style-type: none"> <li>用地の確保・調整に関すること。</li> </ul>
	税務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>震災後の税収見込みに関すること。</li> <li>復興に係る税制の調査研究に関すること。</li> <li>課税、減税等の措置に関すること。</li> </ul>
	危機管理課 防災課	<ul style="list-style-type: none"> <li>震災復興本部業務と災害対策本部業務の総合調整に関すること。</li> <li>災害情報の収集及び関係部課への伝達に関すること。</li> <li>用地の確保・調整に関すること。</li> <li>東京都震災復興本部及び関係防災機関との連絡に関すること。</li> <li>防災会議に関すること。</li> <li>地域復興協議会の支援に関すること。</li> </ul>
区民部	区民課	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者総合相談所の設置・運営に関すること。</li> <li>市民活動との連携に関すること。</li> <li>町会・自治会のコミュニティ活動の支援に関すること。</li> <li>所管施設の被害状況等の把握に関すること。</li> <li>所管施設の再建及び再開に関すること。</li> <li>部内及び他部との連絡調整に関すること。</li> <li>家屋・住家の被害調査に関すること。</li> </ul>
	経済課	<ul style="list-style-type: none"> <li>区内産業、所管施設の被害状況等の把握に関すること。</li> <li>共同仮設工場・店舗の設置・提供に関すること。</li> <li>施設の再建のための金融支援に関すること。</li> <li>雇用の維持に関すること。</li> <li>消費生活相談に関すること。</li> <li>所管施設の再建及び再開に関すること。</li> </ul>
	戸籍住民課	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者総合相談所の設置・運営に関すること。</li> </ul>



部	課	分掌事務
アカデミー 推進部	アカデミー 推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化芸術・生涯学習・スポーツ施設等の再開に関する事。</li> <li>・文化活動による心のケアに関する事。</li> <li>・都市イメージの回復に関する事。</li> <li>・部内及び他部との連絡調整に関する事。</li> <li>・所管施設の被害状況等の把握に関する事。</li> <li>・所管施設の再建及び再開に関する事。</li> </ul>
	スポーツ振 興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管施設の被害状況等の把握に関する事。</li> <li>・所管施設の再建及び再開に関する事。</li> </ul>
福祉部	福祉政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉需要調査(兼被災者の生活実態調査)に関する事。</li> <li>・福祉施設の再建に関する事</li> <li>・福祉施設への一時入所の実施に関する事。</li> <li>・在宅福祉サービス体制の整備に関する事。</li> <li>・災害援護資金の貸付けに関する事。</li> <li>・災害弔慰金等の支給に関する事。</li> <li>・被災者生活再建支援金の支給に関する事。</li> <li>・義援金品の配分に関する事。</li> <li>・所管施設の被害状況等の把握に関する事。</li> <li>・所管施設の再建及び再開に関する事。</li> <li>・応急的な住宅(一時提供住宅、応急仮設住宅)の供給・管理に関する事。</li> <li>・区営住宅等の供給・管理に関する事。</li> </ul>
	高齢福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉施設の再建に関する事。</li> <li>・福祉施設への一時入所の実施に関する事。</li> <li>・在宅福祉サービス体制の整備に関する事。</li> <li>・区民生活の再建状況等の把握に関する事。</li> <li>・所管施設の被害状況等の把握に関する事。</li> <li>・所管施設の再建及び再開に関する事。</li> </ul>
	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉施設の再建に関する事。</li> <li>・福祉施設への一時入所の実施に関する事。</li> <li>・在宅福祉サービス体制の整備に関する事。</li> <li>・区民生活の再建状況等の把握に関する事。</li> <li>・所管施設の被害状況等の把握に関する事。</li> <li>・所管施設の再建及び再開に関する事。</li> </ul>
	生活福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護に関する事。</li> </ul>
	介護保険課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉施設の再建に関する事。</li> <li>・福祉施設への一時入所の実施に関する事。</li> <li>・在宅福祉サービス体制の整備に関する事。</li> <li>・介護保険料の減額、徴収猶予又は免除に関する事。</li> </ul>
	国保年金課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険料の減額、徴収猶予又は免除に関する事。</li> </ul>
	福祉センタ ー(27年3 月まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉施設への一時入所の実施に関する事。</li> <li>・所管施設の被害状況等の把握に関する事。</li> <li>・所管施設の再建及び再開に関する事。</li> </ul>

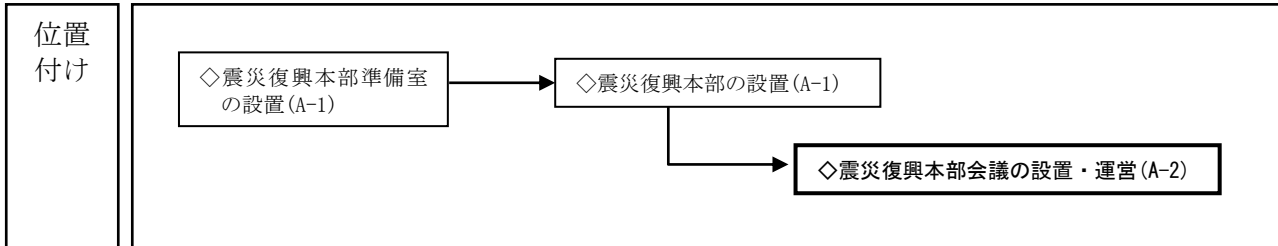
部	課	分掌事務
男女協働子育て支援部	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管施設の被害状況等の把握に関すること。</li> <li>・所管施設の再建及び再開に関すること。</li> </ul>
	児童青少年課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どものメンタルヘルスケアに関すること。</li> <li>・被災児童への支援に関すること。</li> <li>・所管施設の被害状況等の把握に関すること。</li> <li>・所管施設の再建及び再開に関すること。</li> </ul>
	保育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どものメンタルヘルスケアに関すること。</li> <li>・被災児童への支援に関すること。</li> <li>・所管施設の被害状況等の把握に関すること。</li> <li>・所管施設の再建及び再開に関すること。</li> </ul>
	男女協働・子ども家庭支援センター担当課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管施設の被害状況等の把握に関すること。</li> <li>・所管施設の再建及び再開に関すること。</li> </ul>
保健衛生部	生活衛生課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関の復旧状況に関する情報提供に関すること。</li> <li>・仮設診療所の設置に関すること。</li> <li>・防疫活動の実施に関すること。</li> <li>・公衆浴場の営業状況に関する情報提供と再開支援に関すること。</li> <li>・食品・飲料水の安全確保に関すること。</li> <li>・動物愛護に関すること。</li> <li>・所管施設の被害状況等の把握に関すること。</li> <li>・所管施設の再建及び再開に関すること。</li> </ul>
	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災住民の健康管理に関すること。</li> <li>・被災住民のメンタルヘルスケアに関すること。</li> <li>・災害復興公営住宅等への巡回相談等に関すること。</li> </ul>
	予防対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫活動の実施に関すること。</li> <li>・在宅福祉サービス体制の整備に関すること。</li> </ul>
	保健サービスセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災住民の健康管理に関すること。</li> <li>・被災住民のメンタルヘルスケアに関すること。</li> <li>・所管施設の被害状況等の把握に関すること。</li> <li>・所管施設の再建及び再開に関すること。</li> </ul>
都市計画部	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災復興本部の設置・運営・廃止に関すること。</li> <li>・震災復興検討会議の設置・運営に関すること。</li> <li>・まちの復旧・復興状況の把握に関すること。</li> <li>・都市復興基本方針・基本計画の策定・公表に関すること。</li> <li>・がれきの処理に関すること。</li> <li>・第1次・第2次建築制限に関すること。</li> <li>・復興まちづくり計画等の策定に関すること。</li> <li>・時限的市街地の配置計画と建設・運営に関すること。</li> <li>・応急仮設住宅の用地確保に関すること。</li> <li>・地域復興協議会の支援に関すること。</li> <li>・部内及び他部との連絡調整に関すること。</li> </ul>
	地域整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の応急危険度判定に関すること。</li> <li>・宅地の応急危険度判定に関すること。</li> <li>・復興事業計画の策定に関すること。</li> <li>・復興事業の推進に関すること。</li> <li>・民間住宅に対する住宅再建支援に関すること。</li> <li>・マンション建替えの合意形成支援に関すること。</li> <li>・マンション建替え・補修に対する支援に関すること。</li> </ul>

部	課	分掌事務
	住環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時限的市街地の配置計画と建設・運営に関する事。</li> <li>・ 応急的な住宅（一時提供住宅、応急仮設住宅）の供給・管理に関する事。</li> <li>・ 区営住宅等の供給・管理に関する事。</li> <li>・ 民間住宅に対する住宅再建支援に関する事。</li> <li>・ 民間賃貸住宅入居者に対する支援に関する事。</li> <li>・ マンション建替えの合意形成支援に関する事。</li> <li>・ マンション建替え・補修に対する支援に関する事。</li> </ul>
	建築指導課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家屋・住家の被害調査に関する事。</li> <li>・ 建築確認申請受理状況の把握集約に関する事。</li> <li>・ 住宅の応急危険度判定に関する事。</li> <li>・ 被災住宅の応急修理に関する事。</li> <li>・ 応急仮設住宅建設への協力に関する事。</li> <li>・ 被災建築物の復旧相談及び技術指導に関する事。</li> <li>・ がれき等の処理に関する事。</li> </ul>
土木部	管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ がれき等の処理に関する事。</li> <li>・ 分野別復興計画の策定及び推進に関する事。</li> <li>・ ライフラインの復旧状況の把握に関する事。</li> <li>・ 道路障害物（主に道路占有物件及び車両）の除去に関する事。</li> <li>・ 部内及び他部との連絡調整に関する事。</li> </ul>
	道路課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ がれき等の処理に関する事。</li> <li>・ 道路等の復興事業に関する事。</li> <li>・ 道路障害物の除去に関する事。</li> </ul>
	みどり公園課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ がれき等の処理に関する事。</li> <li>・ 公園施設の復興事業に関する事。</li> <li>・ 公園、児童遊園、公園予定地等の土地利用の調整に関する事。</li> </ul>
資源環境部	環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ がれき等の処理に関する事。</li> <li>・ 部内及び他部との連絡調整に関する事。</li> </ul>
	リサイクル清掃課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ がれき等の処理に関する事。</li> </ul>
	文京清掃事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ がれき等の処理に関する事。</li> </ul>
施設管理部	施設管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区有施設等の被害把握等（総括）に関する事。</li> <li>・ 区有施設の復旧計画及び復旧工事に関する事。</li> </ul>
会計管理室		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復興事業の実施に係る公金の支出及び収入に関する事。</li> </ul>
監査委員事務局		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他部との連絡調整に関する事。</li> </ul>
選挙管理委員会事務局		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他部との連絡調整に関する事。</li> </ul>

部	課	分掌事務
教育推進部	庶務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区立学校等教育施設の被害状況の調査に関する事。</li> <li>・ 区立学校における授業の再開に関する事。</li> <li>・ 小・中学校の被災児童・生徒への支援に関する事。</li> <li>・ 文化財の復旧支援に関する事。</li> <li>・ 東京都教育庁及び学校との連絡に関する事。</li> <li>・ 部内及び他部との連絡調整に関する事。</li> </ul>
	学務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区立学校施設等の被害把握に関する事。</li> <li>・ 区立学校施設等の再建に関する事。</li> <li>・ 小・中学校の被災児童・生徒の健康の維持に関する事。</li> <li>・ 小・中学校の被災児童・生徒への支援に関する事。</li> </ul>
	教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区立学校における授業の再開に関する事。</li> <li>・ 学校備品、教材教具等の整備に関する事。</li> </ul>
	教育センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どものメンタルヘルスケアに関する事。</li> <li>・ 所管施設の被害状況等の把握に関する事。</li> <li>・ 所管施設の再建及び再開に関する事。</li> </ul>
	真砂中央図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管施設の被害状況等の把握に関する事。</li> <li>・ 所管施設の再建及び再開に関する事。</li> </ul>
区議会事務局		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会との連絡に関する事。</li> <li>・ 他自治体からの応援議員の対応に関する事。</li> <li>・ 他部との連絡調整に関する事。</li> </ul>
文京区社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民活動との連携に関する事。</li> </ul>

項目	<b>震災復興本部会議の設置・運営</b>	<b>A-2</b>
----	-----------------------	------------

復興に係る区の政策決定機関として「震災復興本部会議」（以下「本部会議」という。）を設置する。この会議は、平常時における庁議に準ずるものとして位置づけられ、「文京区震災復興基本方針」（以下「復興基本方針」という。）【A-3】及び「文京区震災復興総合計画」（以下「震災復興総合計画」という。）【A-3】の策定等についての審議を行う。



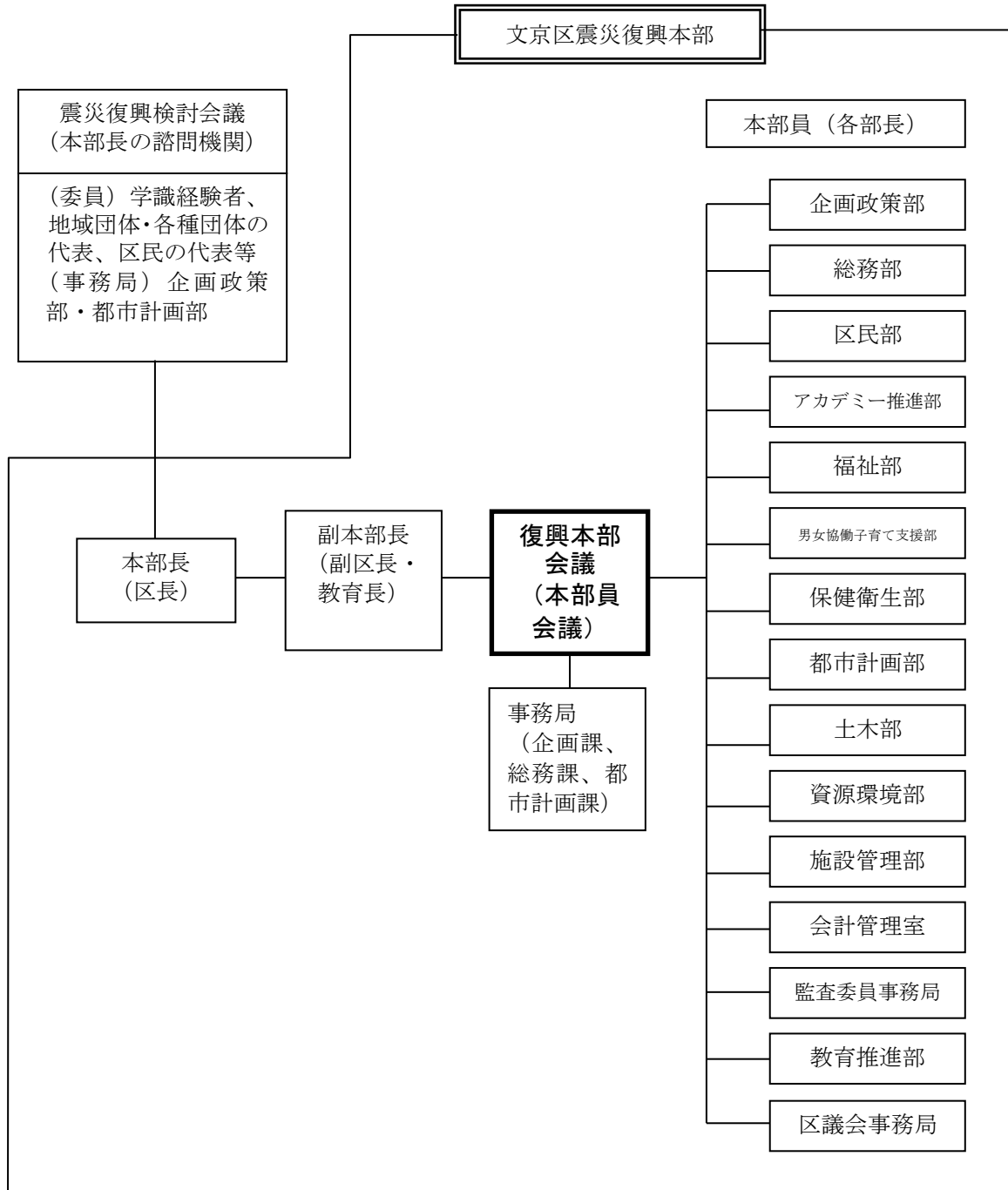
具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1) 本部会議の構成員	復興本部設置後		本部会議の構成は次のとおりである。◀▶ A-2a ①構成員：本部長、副本部長、本部員 ②事務局：企画政策部企画課、総務部総務課、都市計画部都市計画課
(2) 本部会議の招集	復興本部設置後	企画政策部企画課	①本部長は、本部会議を招集し、主宰する。 ②本部員は、本部会議を開く必要があると認める場合には、その旨を企画政策部長に要請する。 ③企画政策部長は、本部員からの要請があった場合又は自ら本部会議の開催が必要であると認める場合には、直ちに本部長に会議の開催を要請する。
(3) 付議事項	復興本部設置後	企画政策部企画課	①震災復興に係る重要事項の審議（復興基本方針、震災復興総合計画の策定等） ②震災復興に係る重要事業の進行管理 ③その他復興事業に係る重要事項

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局は、復興本部の設置・運営・廃止の全般にかかわる事務作業を行う。</li> <li>・被災直後は、災害対策本部と合同で開催することも考えられる。</li> </ul>
------	---

事前準備	
------	--

文京区震災復興本部会議の位置 (▶A-2a)

文京区の本部会議について、都の「震災復興マニュアル」をもとに検討すると以下のとおりである。



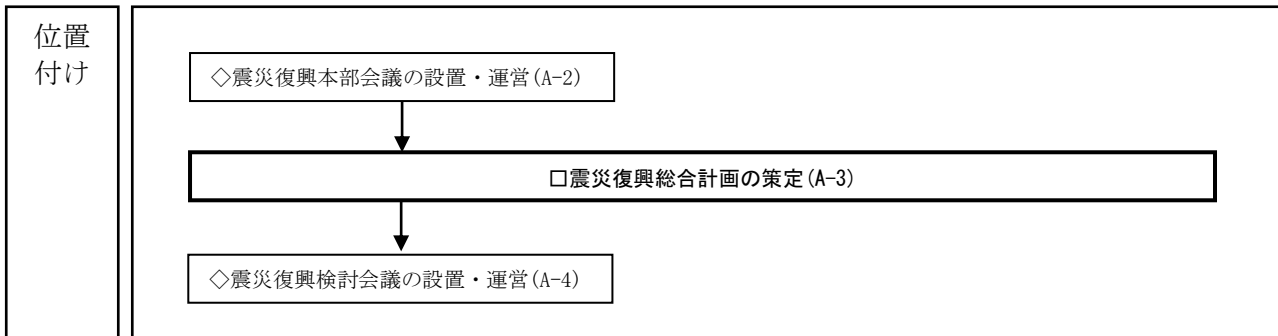
(参考) 東京都「震災復興マニュアル」平成 15 年 3 月。

項目	<b>震災復興総合計画の策定</b>	<b>A-3</b>
----	--------------------	------------

震災後の復興に関して、復興本部長は速やかに、復興後の区民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本的戦略を明らかにする「文京区震災復興基本方針」（以下「復興基本方針」という。）を作成し、公表する。これに基づき、復興本部は、震災復興総合計画を作成し、公表する。

〈▶ A-3a〉

震災復興総合計画は、震災復興に係る区政の最上位計画として位置づけられるものであり、理念、基本目標、計画期間、施策体系、分野別復興計画及び地域別復興計画によって構成される、いわば復興施策のマスタープランである。なお、その内容は、広く区民、事業者、復興区民組織等の意見を反映するものでなければならない。



具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1)計画策定体制の構築	復興本部設置後速やかに	企画政策部 企画課 関係各部	①関係各部は、震災復興総合計画を策定するための部内体制を確立し、円滑な事務執行に努める。 ②震災復興総合計画の策定に係る総合調整等は、企画課が中心となって進める。
(2)復興基本方針案の作成	復興本部設置後1週間～	企画政策部 企画課 関係各部	①本部設置後2週間以内に復興に係る基本方針案を作成し、本部会議に付議する。〈▶ A-3b〉
(3)復興基本方針の決定	復興本部設置後2週間～	企画政策部 企画課	①本部長は、本部会議での審議を経た上で復興基本方針を決定し、公表する。 ②以降、区政において復興に係る行政計画を策定する際には、分野を問わず、この基本方針に従わなければならない。
(4)震災復興検討会議への依頼及び同会議からの提言	復興本部設置後速やかに	企画政策部 企画課	①本部長は、震災復興総合計画の策定に当たり、震災復興検討会議（以下、「検討会議」という。）を招集し、計画の理念、基本目標等の検討を依頼する。【A-4】
	検討依頼後1か月以内	都市計画部 都市計画課	②検討会議は、上記の依頼に基づく検討事項を、集中的に審議し、検討して、1か月以内に本部長に対して提言する。
(5)震災復興総合計画の策定			
1)原案作成	提言後速やかに	企画政策部 企画課	①検討会議の提言、都復興総合計画の理念等に基づき、「震災復興総合計画策定方針」（以下「計画策定方針」という。）を作成する。 ②計画策定方針により、関係各部に計画原案の作成を依頼する。〈▶ A-3c〉

	被災後 4 か月以内	企画政策部 企画課及び 各部計画担 当	③関係各部は、計画策定方針に基づき部原案を作成し、企画課と調整を行う。
	被災後 5 か月以内	企画政策部 企画課	④各部からの部原案を「震災復興総合計画原案」（以下「総合原案」という。）として取りまとめる。 ⑤企画課は、原案作成と並行して財政方針の検討を行う（財政課との協議等）。
2)意見照会	原案作成 後 1 か月 程度	企画政策部 企画課	①総合原案を、都に提示し、意見を求める。
3)意見集約	原案作成 後 1 か月 程度	企画政策部 企画課	①総合原案を、一般区民に提示し、広く意見を求める。
4)本部会議 への付議	被災後 6 か月以内	企画政策部 企画課	①企画課は、本部会議を招集し、震災復興総合計画案を付議する。
5)震災復興 総合計画 の決定	被災後 6 か月後	企画政策部 企画課	①本部長は、本部会議の審議を経て、震災復興総合計画を決定し、公表する。

留意 事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災復興総合計画は、区政の最も基本的な計画である「文京区基本構想」を上位計画とするものであるため、そこで掲げられる基本政策を復興基本方針策定の際の参考とする。</li> <li>・復興区民組織とは、地域協働復興に関する活動を行う組織であり、都がモデル的に示す「地域協働復興推進条例（仮称）」に位置付けられる。</li> </ul>
----------	---

事前 準備	<input type="checkbox"/> 震災復興総合計画の策定に関する体制を検討する（企画課）。 <input type="checkbox"/> 復興基本方針、震災復興総合計画の骨子及び概要を検討する（企画課）。
----------	---



1. 震災復興総合計画策定スケジュール (案) (都、区) <▶ A-3a>

震災復興総合計画の策定スケジュール (案) について、都「震災復興マニュアル」をもとに、都及び文京区の対応を整理すると以下のとおりである。

	東京都	文京区
発 災	・ 災害対策本部設置	・ 災害対策本部設置
1 週間以内	・ 復興本部設置	・ 復興本部設置
2 週間以内	・ 復興基本方針本部長決定 ・ 震災復興検討会議招集、検討依頼	・ 復興基本方針本部長決定 ・ 震災復興検討会議招集、理念等検討依頼
検討依頼後	・ 検討会議提言	・ 検討会議提言
1 か月以内	・ 復興総合計画理念等決定 (総務局 →復興本部会議)	・ 復興総合計画理念等決定 (企画政策部→復興本部会議)
提言後速やかに	・ 計画の策定方針を各局に通知 (総務局総括部→各局計画部門) ・ 各局に局原案作成依頼 (総務局総括部→各局計画部門)	・ 計画の策定方針を各部に通知 (企画政策部→各部計画部門) ・ 各部に部原案作成依頼 (企画政策部→各部計画部門)
4 か月以内	・ 各局から局原案提出 (→総務局総括部) ・ 財政計画の調製 (財務局と協議)	・ 各部から部原案提出 (→企画政策部) ・ 財政計画の調整 (財政課と協議)
5 か月以内	・ 復興総合計画原案作成 (総務局総括部、知事本部) ・ 区市町村へ照会。意見集約 (総務局総括部)	・ 復興総合計画原案作成 (企画政策部)
原案作成後 1 か月程度	・ 被災地域住民及びその他地域住民を含む一般都民、昼間都民へ提示、意見集約	・ 都へ照会、意見集約 (企画政策部) ・ 一般区民へ提示、意見集約 (企画政策部)
6 か月以内	・ 特定分野計画との調整 (特定分野計画の進ちょく状況と合わせて随時) ・ 区市町村の震災復興総合計画との調整 (総務局総括部)	・ 本部会議への付議・調整 (企画政策部)
6 か月後	・ 復興総合計画策定 (復興本部会議審議→本部長決定)・公表	・ 復興総合計画策定 (本部長決定)・公表

(資料) 東京都「震災復興マニュアル」(平成 15 年 3 月)、をもとに作成。

## 2. 東京都復興基本方針（例）〈▶ A-3b〉

都復興基本方針（案）について、都「震災復興マニュアル」に示されている内容は、以下のとおりである。

### 東京都復興基本方針（案）

#### はじめに

- 被害の概要
- 復興の課題と復興への決意表明

#### 1 復興の理念

- (1) 本震災を契機として、従前より震災に強い都市構造を構築し、「人々の暮らし」と「都市の機能」がバランスよく調和するとともに、一人ひとりの生活にゆとりと豊かさをもたらす活力に満ちた都市づくりを進める。
- (2) 行政は、社会公共施設の早急な復興・整備等を行うとともに、被災者の自立・共助を基本としつつ、一刻も早い復興が可能となるよう公的支援と環境整備を行う。
- (3) 都民とのパートナーシップに基づく協働と連携による復興を進めるとともに、区市町村や近隣他県等、他の地方公共団体及び国との間に広域的な連携・協力体制を確立する。

#### 2 復興の基本目標

- (1) 人々の暮らしのいち早い再建と安定
- (2) 災害に強く、安心してらせる都市づくり
- (3) 誰もが快適にらせる生活環境づくり
- (4) 雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造
- (5) わが国政治、経済、情報通信等の中枢機能の速やかな回復

#### 3 震災復興総合計画等の策定

復興の理念を踏まえつつ、基本目標を効率的かつ効果的に実現するため「震災復興総合計画」を策定するとともに、特定分野計画として「震災復興総合計画」との整合性を図りつつ、「都市復興基本計画」と「住宅復興計画」を策定する。

##### (1) 震災復興総合計画

###### ア 震災復興総合計画の位置づけ

震災後の東京の復興に係る都政の最上位の総合計画

###### イ 計画の内容

- (ア) 東京都が、広域自治体として実施する復興施策に係る基本目標と体系を明らかにする。
- (イ) 都民の生活再建、生活基盤であるまちの再生等に必要なソフト、ハードのいずれの施策をも計画の内容とする。
- (ウ) 繰り返し起こりうる大地震に耐えられる都市の創造を目指し、長期的視点に立った計画とする。

###### ウ 計画期間

今年度を初年度とする 10 か年とする。

ただし、重点項目については 3 年間で終了することを目標とする。

###### エ 震災復興総合計画の策定手順

- 2 週間～ 1 か月 復興検討会議の審議
- 1 か月 復興総合計画策定方針の策定、各局への策定指示
- 4 か月～ 5 か月 関係機関への意見照会  
震災復興総合計画原案の取りまとめ
- 6 か月 震災復興総合計画の策定

## (2) 都市復興基本計画

## ア 内容

都市復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興の基本方針など、行政が取り組むべき具体的な都市復興施策を示すもの。

## イ 都市復興の基本理念

- 被災を繰り返さない都市づくり
- 持続的発展が可能な都市づくり
- 協働と連携による都市づくり

## ウ 策定の手順

- 建築制限の実施
- 2か月以内 地元自治体との調整  
計画骨子案作成
- 6か月以内 都市復興基本計画の策定

## (3) 住宅復興計画

## ア 内容

- 応急的な住宅の確保
- 自力再建への支援
- 公的住宅の供給

## イ 策定の手順

- 計画策定の専管組織の設置、住宅復興計画委員会設置
- 3か月以内 計画原案策定・公表
- 6か月以内 住宅復興計画の策定

## (4) 産業復興計画

## ア 内容

産業復興を総合的かつ中長期的な視点から進めていくため、行政が取り組むべき具体的な産業復興施策を示すもの。

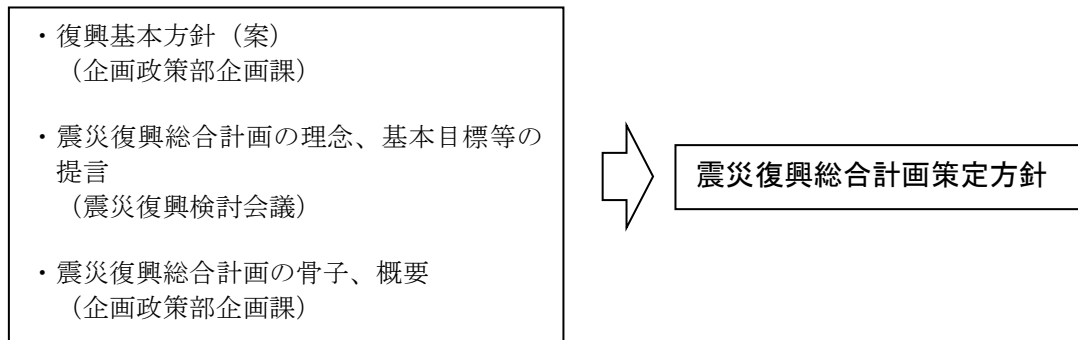
## イ 策定の手順

- 計画策定体制の整備、産業復興対策委員会の設置
- 3か月以内 計画原案策定・公表
- 6か月以内 産業復興計画の策定

(出典) 東京都「震災復興マニュアル」平成15年3月。

### 3. 震災復興総合計画策定方針のイメージ <▶ A-3c>

#### (1) 震災復興総合計画策定方針の策定方法



#### (2) 震災復興総合計画の骨子（案）

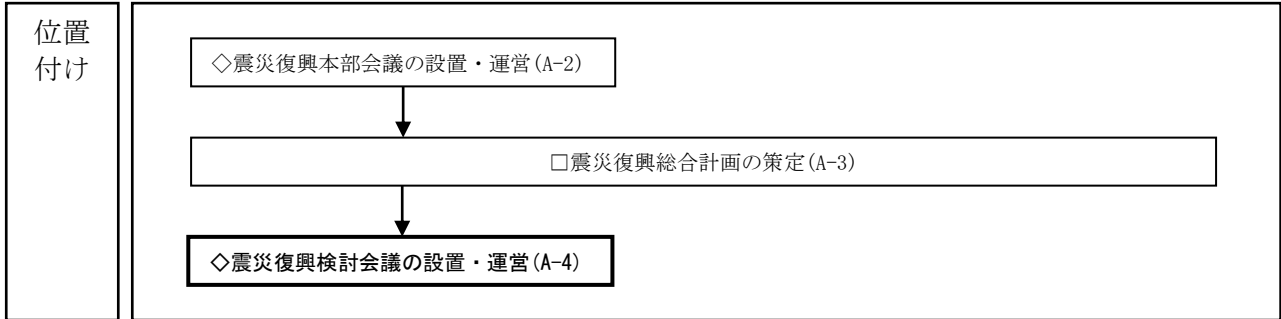
復興総合計画を策定する際、その骨子として考慮すべき項目を例示すると以下のとおりである。

- 1 理念
- 2 基本目標
- 3 計画期間
- 4 施策体系
  - ①人々のくらしのいち早い再建と安定
  - ②災害に強く、安心してくらせる都市づくり
  - ③誰もが快適にくらせる生活環境づくり
  - ④雇用の確保・事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造
  - ⑤我が国政治・経済の中核機能の速やかな回復
- 5 分野別総合計画
- 6 地域別計画
  - ①副都心の機能回復及び整備促進
  - ②〇〇地域の重点的復興・整備 など

（出典）東京都「震災復興マニュアル」平成 15 年 3 月。

項目	<b>震災復興検討会議の設置・運営</b>	<b>A-4</b>
----	-----------------------	------------

震災発生後、震災復興総合計画の理念、基本目標等を検討し、提言する機能を持つ「震災復興検討会議」（以下「検討会議」という。）を復興本部長の私的諮問機関として設置する。検討会議は、復興本部長の依頼を受け、震災復興総合計画の基本目標を検討した上で、復興本部長に提言する。



具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1) 検討会議の設置・運営	復興本部設置後	企画政策部 企画課 都市計画部 都市計画課	①本部長の私的諮問機関として検討会議を必要に応じて設置する。 ②本部長は、学識経験者、各種団体の代表、区民の代表等から委員を選出する。 ③本部長は、震災復興総合計画の策定に当たり検討会議を招集する。 ④本部長は、検討会議に対し、本部会議で決定した復興基本方針に基づき震災復興総合計画の理念、基本目標等を検討するよう依頼する。〈▶A-4a〉
(2) 提言	検討依頼後 1 か月以内	企画政策部 企画課 都市計画部 都市計画課	①検討会議は、上記の依頼に基づく検討事項を、集中的に審議し、検討して、1 か月以内に本部長に対して提言する。

留意事項	・ 検討会議の事務局は、企画政策部企画課と都市計画部都市計画課が担当する。
------	---------------------------------------

事前準備	<input type="checkbox"/> 検討会議委員の選定方法、役割等を具体化する（企画課、都市計画課）。 <input type="checkbox"/> 検討会議を災害前に開催し、震災復興総合計画の理念、基本目標等を検討すると同時に、本マニュアルの見直しに関する助言を行う（企画課、都市計画課）。
------	--

## 1. 震災復興総合計画の理念、基本目標のイメージ (例) <▶ A-4a>

震災復興総合計画の理念、基本目標について、阪神・淡路大震災後の神戸市「神戸市復興計画ガイドライン」で示される「復興の基本理念」、「まちづくりの目標」を例示すると以下のとおりである。

### 第1節 復興の基本理念

#### 1 復興の基本的視点

阪神・淡路大震災は、機能的で高度に発達した近代都市が、想像を超える自然の力の前にいかに脆弱な一面をもつかを私たちに思い知らせた。都市が何よりも、そこに住み、働き、学び、憩い、集う人間のために存在しているものである以上、私たちはこの教訓を真摯に受け止め、都市の機能性の確保を図りつつ、安全でゆとりをもった災害に強い都市づくりを進めていかなければならない。

(中略)

最後に、私たちは今回の震災の経験と教訓をふまえ、先駆的な防災モデル都市として、世界中の都市の模範となる復興・再生を成し遂げることにより、21世紀に生きていく人類と都市文明の将来の希望となる展望を示していかなければならない。そのときこそ、私たちがもっとも苦しく、つらいときに、励まし勇気づけてくれた世界の人々に対する、何よりのお返しと思うからである。

#### 2 復興の基本理念

～ “都市” “自然” そして “人” ～  
 「都市の機能性とゆとりとの調和」  
 「自然の恩恵と厳しさとの共生」  
 「人と人のふれあいと交流」

私たちはこの3つの基本理念を共有して、新しい神戸の復興をめざす。

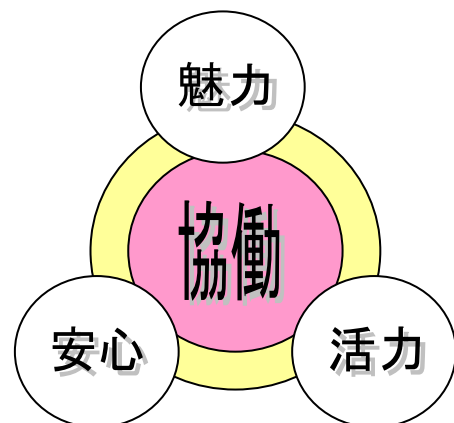
#### 3 復興の目標年次

2005年(平成17年)を目標年次として、新しい神戸の復興をめざす。

特に緊急性の高い事業については、早期に重点的に実施し、効率的な神戸の復興を推進する。

### 第2節 まちづくりの目標

市民生活を守る「安心」、それを支える「活力」、さらに住みたくなるまち、訪れたくなるまちとしての都市の「魅力」を兼ね備えた新たな神戸を築く。このため、復興のまちづくりの目標として「安心なまち」「活力のあるまち」「魅力あふれるまち」を掲げ、市民・事業者・市の「協働のまちづくり」によってその実現を図る。



## 1 安心して住み、働き、学び、憩い、集えるまち

安心は人々が暮らしていく上での基本である。今回の震災は大都市における災害の恐ろしさをまざまざと見せつけた。市民の生命や財産の安全と生活の安定を確保できる「安心なまち」を築くことが最大の課題である。

- (1)生活の安定、安心
- (2)安全な都市づくり
- (3)安心を育むネットワークの形成

## 2 創造性に富んだ活力のあるまち

今、まちには復興に向けて新たな活力が生まれつつある。生活の再建に向けて、産業の復興に向けて、人々の努力がはじまっている。このエネルギーを結集し、「創造的にぎわいと活力のある新たな神戸」へと飛躍を図る。

- (1)活力ある産業の復興
- (2)活力を生み出す仕組みづくり

## 3 個性豊かな魅力あふれるまち

だれもが住みたくなるまち、訪れたくなるまちをめざし、災害に強い安心なまちづくりを進めるとともに、快適な環境づくり、神戸の多様な個性、文化を生かしたまちづくりを通じて、「魅力あふれる神戸」の再生を図る。

- (1)水とみどり豊かな快適環境づくり
- (2)神戸らしさを生かした魅力づくり

## 4 ともに築く協働のまちづくり

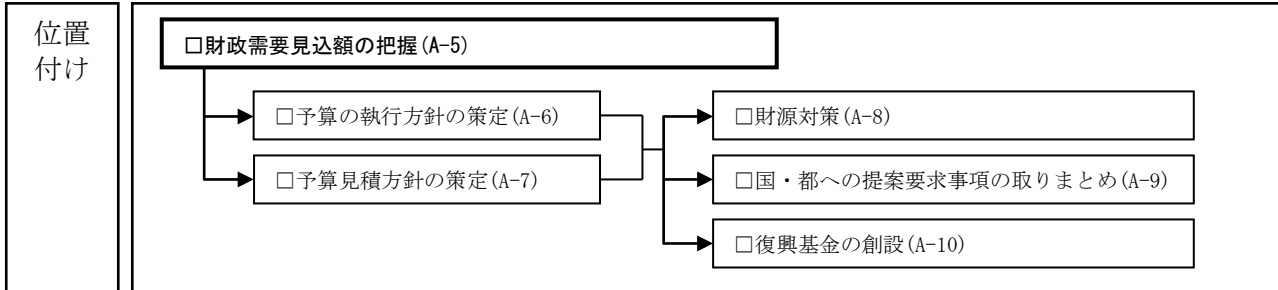
「安心」、「活力」、「魅力」、これらは自らの力で築き上げるものである。神戸の復興に向けて、市民・事業者・市がそれぞれの役割分担をもとにパートナーシップを確立し、「協働のまちづくり」を推進する。

- (1)地域に根ざしたまちづくり
- (2)人のつながりが支えるまちづくり

(出典) 神戸市「神戸市復興計画ガイドライン」平成7年3月27日。

項目	<b>財政需要見込額の把握</b>	<b>A-5</b>
----	-------------------	------------

財政需要見込みは、予算措置、財源対策や特例措置に係る国・都への提案要求、震災復興総合計画の策定等を行うときの前提資料になる。このため、その速やかな把握とともに、高い精度も求められることになる。そこで、財政需要は数次にわたって見込み、順次その精度を高めていく。ただし、特に政策の優先度の高いものについては、各部は、復興対策に係る第1次の財政需要見込みの報告に載せるよう努めなければならない。



具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1) 応急・復旧事業に係る財政需要見込額の算定・報告	被災後 1 週間以内	各部	① 緊急を要する応急・復旧事業や被災直後の生活支援策に係る財政需要見込額を財政課に報告する（その後も見込額の精査を継続して行い、補正額を報告する）。
		企画政策部 財政課	② 所要額等の調整をした上で、災害対策本部に報告する。 ▶ A-5a
(2) 復興事業に係る財政需要見込額の算定・報告	被災後 1 か月以内	各部	① 復興に係る所管事業及びそのための財政需要を事業別、項目別、課所別に大まかに把握し、年次計画見込額とともに財政課に報告する（その後も見込額の精査を継続して行い、補正額を報告する）。
		企画政策部 財政課	② 所要額等の調整をした上で、復興本部に報告する。
(3) 復興基金貸付金に係る需要額の算定	被災後 1 か月以内	企画政策部 財政課	① 各部の財政需要見込額をとりまとめ、都に報告するとともに、復興基金【A-10】の設立について都と協議し、それに係る貸付所要額を見込む。
(4) 財政需要見込額の補正及び報告	毎月	各部	① 財政需要見込額を精査し、当初報告の補正額を財政課に報告する。
		企画政策部 財政課	② 各部の補正報告を集約し、所要の調整をした上で、災害対策本部又は復興本部に報告する。▶ A-5b

留意事項	
------	--

事前準備	<input type="checkbox"/> 復興事業のリストアップと財政需要見込額の把握方法の検討を行う（財政課）。 <input type="checkbox"/> 復興基金で対応すべき事業をあらかじめ想定の上整理する（財政課）。
------	--



1. 財政支援制度の整理 (例示) (▶A-5a)

財政支援制度について、阪神・淡路大震災で神戸市において実施された災害復旧に係る補助・起債・交付税措置の概要は下表のとおりである。

表 阪神・淡路大震災の災害復旧に係る補助・起債・交付税措置の概要 (一部)

(単位：%)

施設種別	国庫補助・負担制度			起債制度			備考	
	激甚区分	補助負担率	根拠法令等	起債の種別	充当率	交付税措置		
河川	○	1	公共復旧事業費の総額に標準収入の2割を上限とする	公共復旧事業費国庫負担法	補助災害復旧事業債	100	95	普交
海岸砂防施設	○	2	公共復旧事業費の総額に標準収入の2割を上限とする	公共復旧事業費国庫負担法	補助災害復旧事業債	100	95	普交
地すべり防止施設	○	3	公共復旧事業費の総額に標準収入の2割を上限とする	公共復旧事業費国庫負担法	補助災害復旧事業債	100	47.5~85.5	普交
急傾斜地崩壊防止施設	○	2/3	公共復旧事業費の総額に標準収入の2割を上限とする	公共復旧事業費国庫負担法	補助災害復旧事業債	100	47.5~85.5	普交
道路	○	1/2超2倍までの額については	公共復旧事業費の総額に標準収入の2割を上限とする	公共復旧事業費国庫負担法	補助災害復旧事業債	100	95	普交
港湾(水域、外郭係留、重要な臨港交通施設)	○	3/4	公共復旧事業費の総額に標準収入の2割を上限とする	公共復旧事業費国庫負担法	補助災害復旧事業債	100	47.5~85.5	普交
漁港	○	4/4	公共復旧事業費の総額に標準収入の2割を上限とする	公共復旧事業費国庫負担法	補助災害復旧事業債	100	47.5~85.5	普交
下水道	○	=プール計算	公共復旧事業費の総額に標準収入の2割を上限とする	公共復旧事業費国庫負担法	補助災害復旧事業債	100	47.5~85.5	普交
災害廃棄物	-	補 1/2 (標準費)	災害廃棄物処理事業費補助金交付要綱	災害対策債	100	95	特交	
農地等	-	補 農地5/10→8/10 農業用施設6.5/10→9/10 漁業用施設6.5/10→9/10 など	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	補助災害復旧事業債 単独災害復旧事業債	80 65	公共土木と同じ	普交	
学校	○	負 2/3	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公共土木施設災害復旧と同じ			普交	
学校応急仮設校舎	-	補 2/3	公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱	公共土木施設災害復旧と同じ(小災害債は、該当しない)			普交	

(出典) 神戸市「阪神・淡路大震災 神戸復興誌」平成12年1月17日。

## 2. 震災関連事業費（会計別）一覧表 (▶A-5b)

震災関連事業費について、阪神・淡路大震災で神戸市において実施された費用（会計別）を整理すると下表のとおりである。

表 震災関連事業費（会計別）一覧表（神戸市、平成6～10年度）

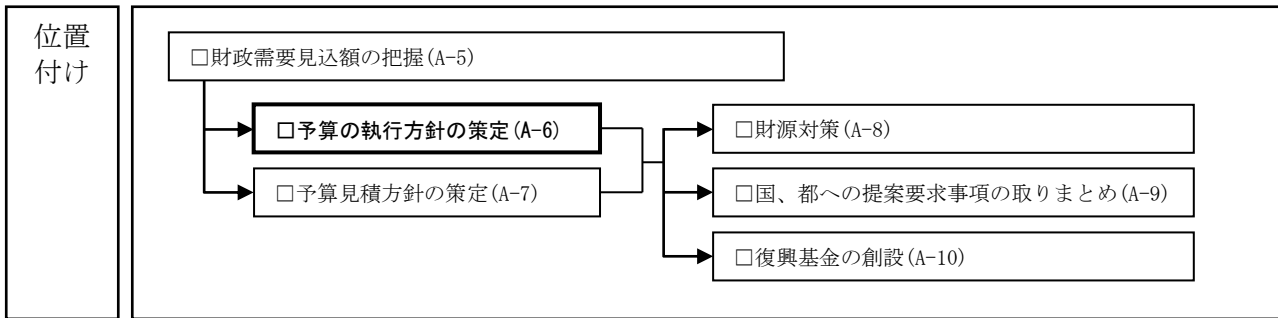
(単位：千円)

款・会計名	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	市 債	その他	一般財源
総務費	3,338,212	121,219	0	592,000	629,893	1,995,100
市民費	254,714	0	0	0	28,000	226,714
民生費	108,219,181	9,345,017	3,273,012	78,581,867	2,619,443	14,399,842
衛生費	447,988	353,340	200	59,000	0	35,448
環境費	23,424,811	3,909,614	0	16,411,000	53,551	3,050,646
商工費	38,092,459	32,461	0	9,272,832	23,342,147	5,445,019
農政費	724,135	0	296,950	103,226	79,145	244,814
土木費	107,086,853	16,239,658	139,827	55,077,000	7,811,132	27,819,236
都市計画費	289,926,864	101,707,678	0	87,710,000	50,033,457	50,475,729
住宅費	253,954,700	125,328,467	500	103,128,000	631,622	24,866,111
消防費	7,297,438	1,044,799	37,700	3,757,000	17,178	2,440,761
教育費	37,478,909	7,429,792	705,827	10,569,700	11,380,650	7,392,940
災害復旧費	492,447,261	256,474,758	55,635,711	168,584,000	7,976,745	3,776,047
諸支出金	348,747,603	0	355,243	335,075,000	7,249,714	6,067,646
一般会計 計	1,711,441,128	521,986,803	60,444,970	868,920,625	111,852,677	148,236,053
市場事業費	8,466,082	4,540,862	0	2,184,000	1,741,220	0
国民健康保険事業費	8,042,987	6,460,430	0	0	1,582,557	0
老人保健医療事業費	3,006,557	646,410	162,354	0	2,197,793	0
勤労者福祉共済事業費	306,670	0	0	0	306,670	0
母子寡婦福祉資金貸付事業費	155,117	0	0	406,317	-251,200	0
住宅新築資金貸付事業費	965,242	105,060	5,258	314,000	540,924	0
土地先行取得事業費	737,198	0	0	737,000	198	0
駐車場事業費	272,424	19,296	0	220,000	33,128	0
海岸環境整備事業費	201,468	0	0	201,432	36	0
市街地再開発事業費	12,516,648	1,581,745	0	8,333,000	2,601,903	0
市営住宅事業費	369,231	3,261	0	1,000	364,970	0
特別会計 計	35,039,624	13,357,064	167,612	12,396,749	9,118,199	0
下水道事業会計	89,546,248	49,255,662	0	12,918,000	27,372,586	0
港湾整備事業会計	260,494,320	154,041,313	0	88,346,200	18,106,807	0
新都市整備事業会計	12,399,237	0	0	0	12,399,237	0
病院事業会計	9,155,786	4,452,813	37,498	2,207,051	2,458,424	0
自動車事業会計	465,371	0	0	195,000	270,371	0
高速鉄道事業会計	4,651,625	996,365	498,183	662,000	2,495,077	0
水道事業会計	30,996,950	13,406,261	286,039	5,457,000	11,847,650	0
工業用水道事業会計	2,923,286	1,635,694	0	512,000	775,592	0
企業会計 計	410,632,823	223,788,108	821,720	110,297,251	75,725,744	0
全会計 計	2,157,113,575	759,131,975	61,434,302	991,614,625	196,696,620	148,236,053

(出典) 神戸市「阪神・淡路大震災 神戸復興誌」平成12年1月17日。

項目	<b>予算の執行方針の策定</b>	<b>A-6</b>
----	-------------------	------------

緊急度の高い応急・復旧対策を当年度予算で可能な限り措置するため、予算の執行方針を策定する。



具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1) 予算の執行方針案の策定	被災後 2 週間以内	企画政策部 財政課	① 応急・復旧事業に係る財政需要報告の中で特に優先的に取り組むべき対策についてリストアップし、その必要額を確定する。 ② 公共事業予算の配分重点化、予算の流用、予備費の充当等、①の必要額を確保するための具体的な方針案を策定する。
(2) 予算の執行方針の決定	被災後 2 週間以内	企画政策部 財政課	① 必要に応じて、予算の執行方針案を庁議に付議する。 ② 予算の執行方針を区長決定する。 ③ 各部に予算の執行方針を通知する。

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復興関連の事業費と平常時の事業費を費目上区分するための仕分け作業を行う必要がある。</li> </ul>
------	---

事前準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 財務会計システムが機能しなくなった場合の予算の執行方法について検討する（財政課、情報政策課、会計管理室）。</li> <li>□ 災害時における契約に関する事前準備を行う（契約管財課）。〈▶ A-6a〉</li> </ul>
------	---

## 1. 緊急時における契約手続等について <▶A-6a>

緊急時における契約手続等について、都「震災復興マニュアル」をもとに整理すると以下のとおりである。

緊急時の契約手続等については、以下のことを留意の上処理すること。

### 1 起工手続

- 「文京区工事施行規程」では、災害時等の緊急起工の処理について次のとおり規定している。  
(第15条)

○ 工事主管課長は、地震、暴風雨、豪雪、洪水、工事上の事故防止、公共の安全確保その他の理由により、緊急に工事を施行する必要があるときは、部長の指揮を受けて、この規程に定める手続によらないで処理することができる。ただし、事後直ちに所定の手続を執らなければならない。

### 2 契約方法

- 地方自治法施行令では、「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」は、随意契約により処理できることとされている。(第167条の2第1項第5号)  
「緊急の必要」とは、『災害時において競争入札の方法による手続を執ると、その時期を失し、或いは全く契約の目的を達することができなくなり、行政上も経済上もはなはだしく不利益を蒙るに至るような場合』等とされている。  
緊急の必要があるかどうかは、契約締結権限を持つ者が客観的な事実に基づいて、個々、具体的に認定することになる。

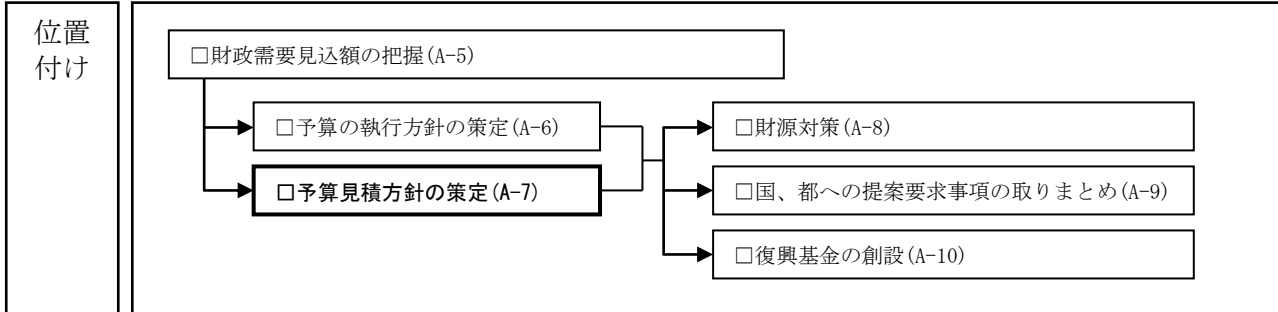
○ 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は次の各号に掲げる場合とする。

- ・ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(資料) 東京都「震災復興マニュアル」(平成15年3月)、をもとに作成。

項目	<b>予算見積方針の策定</b>	<b>A-7</b>
----	------------------	------------

緊急に応急対策を実施し、適時・的確に復旧・復興対策を講ずるために、当初予算、補正予算を合わせ、予算の編成は数次にわたることが予想されるので、これらの基本的な方針として、予算見積方針を示す。



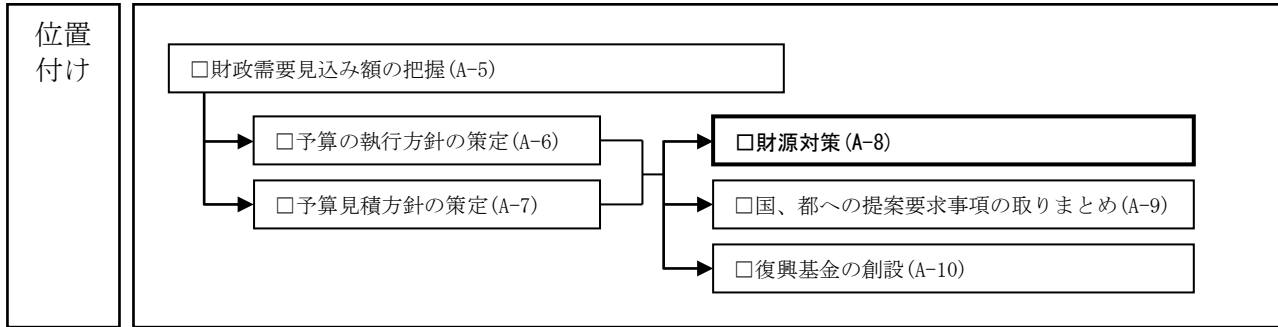
具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1) 予算見積方針案の策定	被災後 2 週間以内	企画政策部 財政課	① 下記事項を含む一連の予算編成を通じる方針案を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専決処分による補正予算に計上すべき事業等の基準、編成日程等</li> <li>・ 補正予算編成の考え方、手順及び日程</li> <li>・ 当初予算編成の考え方（骨格予算とするのか通年予算とするのか、骨格予算とする場合補正予算をどのように編成するのか等）</li> </ul>
(2) 予算見積方針の決定	被災後 2 週間以内	企画政策部 財政課	① 予算見積方針案を庁議に付議する。 ② 予算見積方針を区長決定する。

留意事項	
------	--

事前準備	<input type="checkbox"/> 災害時における予算見積方法を検討する（財政課）。 <input type="checkbox"/> 災害時における予算要求手続を検討する（財政課）。 <input type="checkbox"/> 財務会計システムが機能しなくなった場合の予算要求・決定・配当方法について検討する（財政課、情報政策課）。
------	---

項目	<b>財源対策</b>	<b>A-8</b>
----	-------------	------------

巨額の財政需要と大幅な税収入減が想定されるため、財源対策は極めて重要な柱となる。できる限りの措置を講じて財源を確保し、復旧・復興対策に取り組み、一日も早く区民生活の再建等を図らなければならない。



具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1)地方債制度 の手続き確認	被災後 1 か月程度	総務部 税務課	①大震災の影響による区税収入の減収見込みを算定し、 財政課に報告する。
		企画政策部 財政課	②起債申請等所要の手続きを確認し、対応を検討する。 <▶ A-8a>

留意 事項	
----------	--

事前 準備	
----------	--

## 1. 地方債制度（災害復旧事業）の概要（▶ A-8a）

地方債制度（災害復旧事業）の概要を整理すると下表のとおりである（平成 26 年 4 月現在）。

### 【事業の概要】

降雨、暴風、洪水、津波、その他異常な天然現象による災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった施設を、原形に復旧する事業について、災害復旧事業として起債の対象としている。

我が国は、気象的にも地理的にも、災害を受けやすい環境にあり、復旧のための地方公共団体の財政的負担も大きいため、国庫補助（負担）制度と両面からの財源措置を講じ、災害の早期復旧に資するのが本事業債の趣旨である。

### 【同意等基準】

災害復旧事業については、次に掲げる事業を対象とするものとする。

#### （1） 補助災害復旧事業及び直轄災害復旧事業

次に掲げる補助事業（地方公営事業に係るものを除く。）に係る地方負担額及び国の直轄事業に係る負担金（独立行政法人の行う災害復旧事業に係る法令に基づく地方公共団体の負担金を含む。）

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第 3 条の規定に基づき国がその事業費の一部を負担する災害復旧事業
- ② 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第 3 条の規定に基づき国がその経費を補助する災害復旧事業
- ③ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法第 3 条の規定に基づき国がその経費の一部を負担する災害復旧事業
- ④ 公営住宅法第 8 条第 3 項の規定に基づき国がその費用の一部を補助する災害復旧事業
- ⑤ 国庫補助の対象となる都市災害復旧事業
- ⑥ その他立法措置によって国がその事業費等の一部を負担又は補助する災害復旧事業（（2）に掲げるものを除く。）
- ⑦ その他特別の予算措置によって国がその事業費等の一部を負担または補助する災害復旧事業及び①から⑥までに掲げるものに準ずる災害復旧事業

#### （2） 災害対策基本法第 102 条第 1 項に基づく歳入欠かん債及び災害対策債

#### （3） 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 24 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく公共土木施設等小災害復旧事業及び農地等小災害復旧事業

#### （4） 地方公営企業災害復旧事業

#### （5） 公共施設及び公用施設に係る火災復旧事業

#### （6） 一般単独災害復旧事業（公共施設及び公用施設に係る災害復旧事業のうち、（1）の対象とならなかったもので、（2）から（5）までに掲げるものを除いたもの並びに単独の災害関連事業をいう。）

### 【運用要綱（簡易協議等手続関係）】

（1） 一般単独災害復旧事業等は、災害にかかった公共施設および公用施設（原則として、地方公共団体が所有し、管理するものに限る。以下同じ。）を原形に復旧するものをいい、原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設を建設すること、又は原形に復旧することが著しく困難若しくは不適当な場合においてこれに代わるべき必要な施設を建設する場合も対象となるものであること。

（2） 火災復旧事業とは、失火等を原因とする火災により焼失した公用又は公共用施設に係る災害復旧事業をいうものであり、地震や大規模な事故等の災害や放火等災害に準ずる原因に基づく火災は、一般単独災害復旧事業の対象とするものであること。

火災復旧事業の対象事業費には、応急復旧費及び備品購入費を含むものであること。また、火災保険金は、控除財源として取扱う必要はないこと。

（3） 農地については、一般単独災害復旧事業の対象とならないものであること。

（4） 現年の災害復旧事業については、前年度の 1 月 1 日以降に発生した災害を対象とするものであること。

【充当率】

補助・直轄災害復旧事業	[現年]	
	公共土木施設等	100%
	農地・農林漁業施設	90%
	[過年]	
	公共土木施設等	90%
	農地・農林漁業施設	80%
歳入欠かん等債	歳入欠かん債	100%
	災害対策費	100%
小災害復旧事業	公共土木施設等	100%
	農地	
	一般被災地	50%
	被害激甚地	74%
	農林施設	
	一般被災地	65%
	被害激甚地	80%
地方公営企業災害復旧事業		
火災復旧事業		100%
一般単独災害復旧事業	公共土木施設等	100%
	農林漁業施設	65%

【資金】

地方債計画上、全額財政融資資金を計上している。

【具体的対象事業】

- (1) 補助・直轄災害復旧事業  
公共土木施設、農林水産業施設、公立学校施設、公営住宅、都市施設など
- (2) 一般単独災害復旧事業  
上記(1)の対象となる施設を除く公共施設及び公用施設

【元利償還金に対する交付税措置（平成26年度同意・許可債）】

- |                  |                                 |   |           |
|------------------|---------------------------------|---|-----------|
| (1) 補助・直轄災害復旧事業債 | 元利償還金の95%                       | } | 普通<br>交付税 |
| (2) 一般単独災害復旧事業債  | 元利償還金の47.5%                     |   |           |
|                  | (財政力補正により85.5%まで)               |   |           |
| (3) 小災害復旧事業債     |                                 | } | 普通<br>交付税 |
| 公共土木施設等          | 元利償還金の66.5%                     |   |           |
| 農地等              | (財政力補正により95.0%まで)<br>元利償還金の100% |   |           |
| (4) 歳入欠かん等債      | 元利償還金の57%                       | } | 特別<br>交付税 |

【関係法令及び通知】

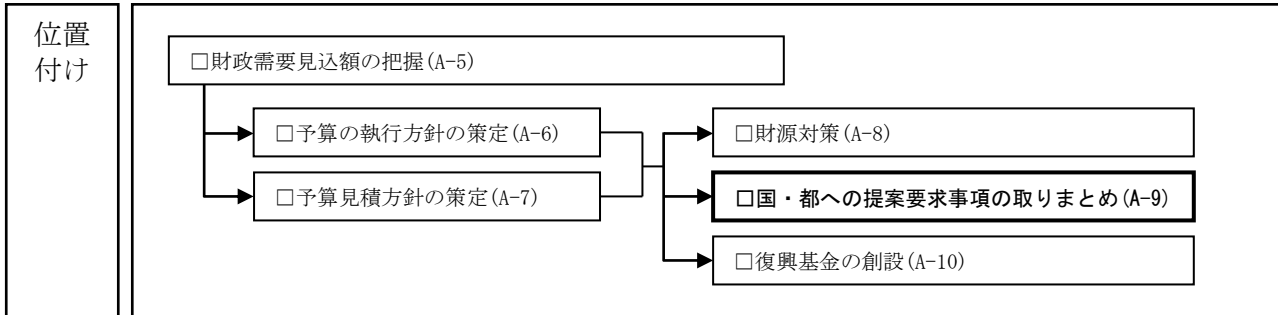
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、公立学校施設災害復旧費国庫負担法、公営住宅法、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針、災害対策基本法、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律、激甚災害指定基準、局地激甚災害指定基準

(出典) 事業別地方債実務ハンドブック 平成26年度版(平成26年8月)



項目	<b>国・都への提案要求事項の取りまとめ</b>	<b>A-9</b>
----	--------------------------	------------

巨額の財政需要に対応するために、既存の制度の枠内で措置可能なものについては速やかに提案要求事項を取りまとめ、既存の制度の枠を越える特例措置を設けなければならないものについても、早期に国・都に提案要求する。



具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1)国・都への提案要求事項の取りまとめ	被災後 1 か月以内	総務部防災課 (企画政策部企画課)	①各部の要望事項を、財政課と調整の上、国・都への提案要求事項案として取りまとめる。 ②国・都への提案要求事項案を、本部会議【A-2】に付議し、提案要求事項を確定する。 ③国・都に提案要求する。

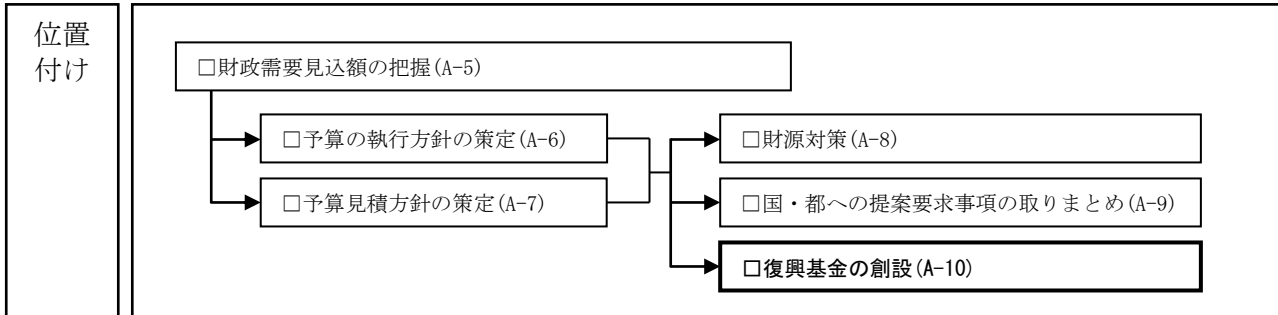
留意事項	
------	--

事前準備	□国・都に提案要求すべき特例措置について、関係部課を交えて事前に検討する(防災課)。
------	--

項目	<b>復興基金の創設</b>	<b>A-10</b>
----	----------------	-------------

震災からの早期復興を図るため、被災者の救済と自立支援及び被災地域に係る総合的な復興対策を行うが、こうした行政による取組を補完し、災害により疲弊した地域を魅力ある地域として復活させるため、復興基金を創設する。

区は、都及び他区等と協議の上共同で「財団法人〇〇大震災復興基金」を設立し、復興のための諸事業を長期的視点に立って機動的かつ弾力的に推進するものとする。



具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1)復興基金創設の協議	被災後 2 週間～	企画政策部 財政課	①復興基金の創設について、都と協議を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・基金を設立する地方公共団体（発起人）</li> <li>・基本財産の総額と地方公共団体の出捐金額</li> <li>・運用財産の総額と地方公共団体への貸付金額</li> <li>・その他の事項の設立準備委員会への委任</li> </ul>
(2)財団法人設立準備委員会への参加	復興基金 設立決定 後	企画政策部 財政課	①都が設置する設立準備委員会へ参加し、設立趣意書、寄付行為、基本財産（出捐金）、事業計画及び収支予算、役員及び評議員の選出及び設立代表者の選任等の協議を行う。
(3)復興基金創設に係る予算措置	復興基金 設立決定 後	企画政策部 財政課	①復興基金の基本財産に係る出捐及び運用財産に係る貸付けのための予算措置を講ずる。
(4)財団法人の設立	復興基金 設立決定 後	（東京都）	①予算措置が講じられ次第、都において財団設立の手続をとる。

留意 事項	
----------	--

事前 準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興基金事業の内容について検討する。〈▶ A-10a〉</li> </ul>
----------	--

## 復興基金事業の概要 (例) (▶ A-10a)

## 阪神・淡路大震災復興基金事業の概要

(平成14年10月現在)

## 1. 基金の概要

- 1 名 称： 財団法人 阪神・淡路大震災復興基金  
 2 設 立 年 月 日： 平成7年4月1日  
 3 設 立 者： 兵庫県、神戸市  
 4 基 金 の 規 模： 基本財産（出捐金）200 億円 運用財産（長期借入金）8,800 億

## 2. 基金の事業

## 1 住宅対策

事 業 名
(個人住宅)
大規模住宅補修利子補給
被災宅地二次災害防止対策事業補助
宅地防災工事融資利子補給
被災者住宅購入支援事業補助（利子補給等）
被災者住宅再建支援事業補助（利子補給等）
県・市町単独住宅融資利子補給
住宅債務償還特別対策
高齢者特別融資（不動産活用型）利子補給
隣地買増し宅地規模拡大利子補給
定期借地権方式による住宅再建支援事業補助
高齢者住宅再建支援事業補助
被災宅地二次災害防止緊急助成
(共同住宅)
被災マンション共有部分補修支援利子補給
民間住宅共同化支援利子補給
小規模共同建替等事業補助
被災者向けコレクティブ・ハウジング等建設費補助
被災マンション建替支援利子補給
定期借地権による被災マンション建替支援事業補助
災害復興グループハウス整備事業補助
(賃貸住宅)
災害復興準公営住宅建設支援事業補助
特定借上・特定目的借上公共賃貸住宅建設支援事業補助
被災者向ファミリー賃貸住宅建設促進利子補給
学生寄宿舎建設促進利子補給
民間賃貸住宅家賃負担軽減事業
生活福祉資金（転宅費）貸付金利子補給等
公社賃貸住宅家賃負担軽減事業
(相談等)
総合住宅相談所設置運営事業補助
ひょうご輸入住宅総合センター設置運営事業補助
災害公営住宅入居予定者事前交流事業補助

## 2 まちづくり支援

事 業 名
復興まちづくり支援事業補助
復興土地区画整理事業等融資利子補給
景観ルネサンス・まちなみ保全事業補助
私道災害復旧費補助
住宅再建型宅地整備事業補助

## 3 生活対策

事 業 名
(コミュニティづくりと交流・活動ネットワークづくり)
ふれあいセンター設置運営事業補助
応急仮設住宅共同施設維持管理費補助
被災地域コミュニティプラザ設置運営事業補助
フェニックス・ステーション設置運営事業補助
地域集会所再建費補助
復興地域コミュニティ拠点設置事業補助
民間防犯灯復旧費補助
災害復興ボランティア活動補助
被災外国人県民支援活動補助（終了）
阪神・淡路大震災被災者支援県民会議運営補助（終了）
「生活復興県民ネット」設置運営事業等補助
生活復興相談員設置事業補助
生活支援マネジメントシステム事業補助
被災単身世帯緊急通報装置設置事業補助
(生活再建資金)
生活再建支援金の支給
生活復興資金貸付金利子補給等
災害復興公営住宅等空家入居者支援事業
(健康・福祉の増進支援)
小規模共同作業所復旧事業費補助
医療関係施設復興融資利子補給
医療情報ネットワーク整備事業補助
外国人県民救急医療費損失特別補助（終了）
コミュニティプラザ医療相談事業補助
仮設住宅地スポーツ遊具等設置事業補助（終了）
「こころのケアセンター」運営事業補助

健康づくり支援事業補助
アルコールリハビリテーション事業補助
健康アドバイザー設置事業補助
(生きがいづくり)
元気アップ自立活動補助
いきいきライフサポート事業補助
消費生活共同組合貸付金利子補給

## 4 教育対策

事業名
私立学校復興支援利子補給
私立専修学校・外国人学校施設等災害復旧費補助(終了)
私立学校仮設校舎事業補助
私立専修学校・外国人学校授業料等軽減補助(終了)
私立専修学校・外国人学校教育活動復旧費補助(終了)
文化財修理費助成事業補助
歴史的建造物修理費補助
私立登録博物館修理費補助
私立博物館相当施設修理費補助(終了)
私立博物館類似施設修理費補助
被災地芸術文化活動補助

## 5 雇用・産業対策

事業名
(雇用対策)
被災者雇用奨励金
雇用維持奨励金
被災地しごと開発事業補助
被災地求職者特別訓練事業補助
いきがい「しごと」づくり事業補助
(中小企業等対策)
政府系中小企業金融機関災害復旧資金利子補給
緊急災害復旧資金利子補給
環境衛生金融公庫融資利子補給
環境事業団融資利子補給
港湾運送事業者等復興支援利子補給
民有海岸保全施設復旧融資利子補給
農林漁業関係制度資金利子補給

(出典) 東京都「震災復興マニュアル」平成15年3月。

地域産業活性化支援事業補助
地域産業活性化支援事業補助(地域産業情報化推進事業)
小規模製造企業復興推進事業補助
路線バス災害復旧費補助(終了)
産業復興ベンチャーキャピタル制度
新産業構造拠点地区進出企業賃料補助
新産業構造拠点地区中核的施設建設費補助・利子補給
新産業構造拠点地区形成促進助成金交付事業(特別会計)
事業再開等支援資金利子補給
本格復興促進支援利子補給
復興市街地再開発商業施設等入居促進利子補給
小規模事業者事業再開支援事業
(商店街等対策)
商店街・小売市場共同仮設店舗緊急対策事業補助(終了)
商店街・小売市場復興イベント開催事業補助
震災復興高度化事業促進助成補助
商店街・小売市場共同施設建設費補助
被災商店街復興支援事業
被災商店街コミュニティ形成支援事業補助
共同店舗実地研修支援事業
店舗共同化促進利子補給事業
(観光等)
テレビCM放映事業補助(終了)
会議、大会等誘致奨励金交付事業補助(終了)
観光復興リレーイベント開催事業補助(終了)
観光対策推進事業補助

## 6 その他

事業名
追悼行事関連文化復興事業補助(終了)
震災周年追悼・記念行事関連復興事業補助

## 7 自主事業

事業名
被災者自立復興支援事業
震災復興広報強化事業

項目	<b>人的資源の確保</b>	<b>A-11</b>
----	----------------	-------------

復興事業や長期間を要するような本格的な復旧・復興事業を実施する際には、平常時業務に加えて膨大な事務が相当長期間にわたって発生するため、特定の分野や職種において人員が不足することが予想される。

このため、事務量が大幅に増加する部課等に弾力的かつ集中的に職員を配置するとともに、区の職員のみで不足する場合には、臨時職員を雇用する等の措置をとる。

また、必要な人員を確保することが困難な場合には、他の地方公共団体に職員の派遣を依頼する。

位置付け	◇人的資源の確保 (A-11)
------	-----------------

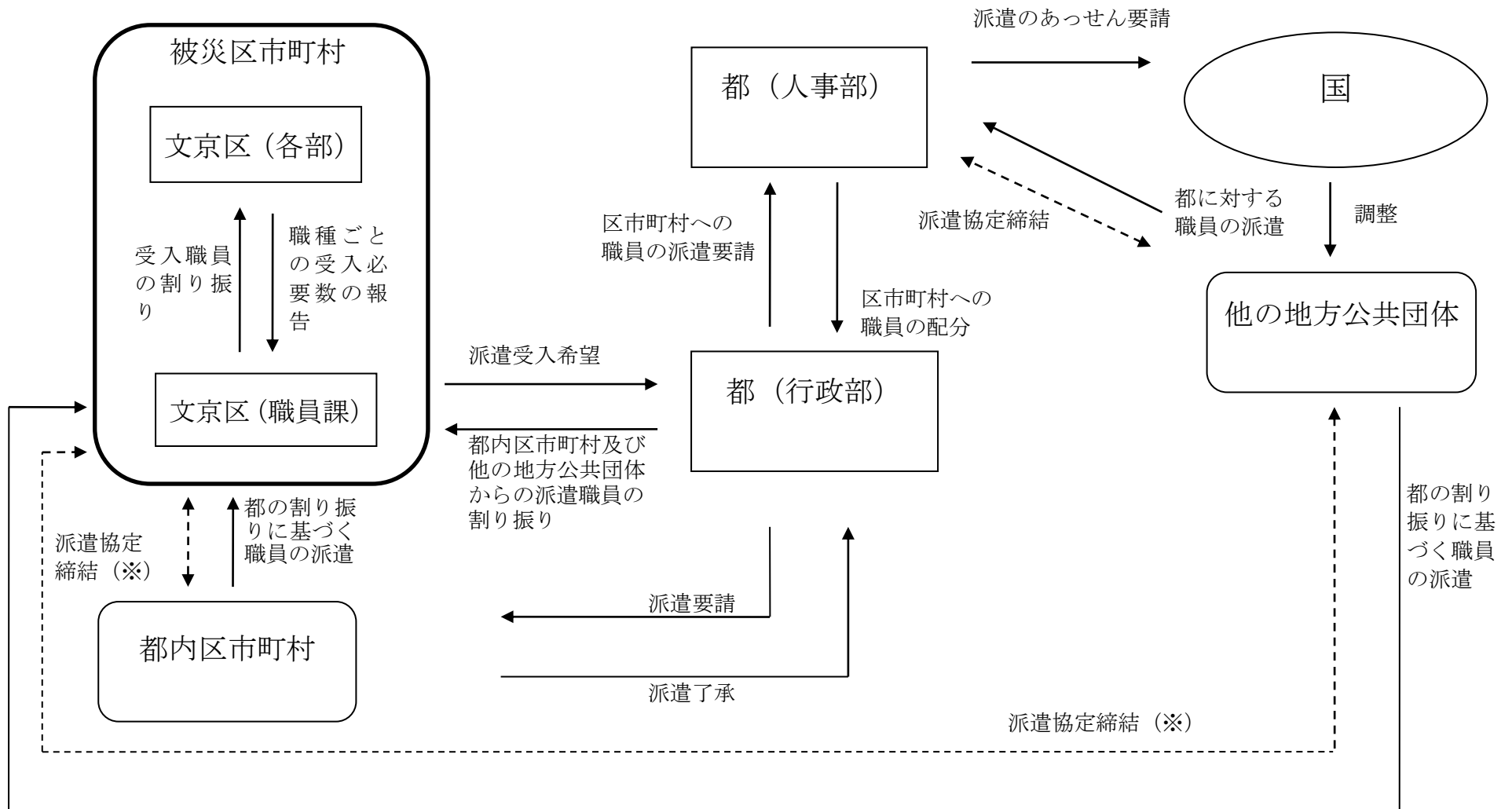
具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1)職員の再配置	被災後 1週間～	総務部職員課	①復興事業等を推進する上で、特に人材を必要とする部課が生じた場合には、各部と協議し、調整し、臨時的な兼務などの職員再配置を行う。
(2)職員の派遣依頼	被災後 1週間～	総務部職員課	①派遣受入希望を職種ごとに取りまとめ、あらかじめ締結している相互援助協定等に基づき、都及び他の地方公共団体に職員の派遣を要請する。〈▶ A-11a〉 ②受入れが決定した職員について、派遣元の地方公共団体と派遣協定を締結する。
(3)臨時職員の雇用等	被災後 2か月～	総務部職員課	①区の職員のみで不足する場合には、臨時職員を雇用する等の措置をとる。

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者救援等の応急措置に関する相互援助協定として、特別区との「特別区相互協力及び相互支援に関する協定」、茨城県石岡市、新潟県魚沼市及び岩手県盛岡市との「相互応援に関する協定」、島根県津和野町との「相互協力及び災害応援に関する協定」等がある。</li> </ul>
------	--

事前準備	<input type="checkbox"/> 災害時における派遣職員の受入体制等を検討する（職員課）。
------	---

マニュアルにおける派遣職員の受入れの流れ (▶A-11a)

A-11-2



※ 派遣協定書の様式等の作成 (震災前の行動)

(資料) 東京都「震災復興マニュアル」(平成 15 年 3 月)、をもとに作成。

項目	用地の確保・調整	A-12
----	----------	------

被災直後は、あらかじめ指定された避難所等への避難誘導や緊急救助等の活動を行う。同時に、速やかな被害概況の把握と「事前用地調整方針」に基づき、緊急活動のために必要なオープンスペースを確保し、住民に対し土地の利用用途や立入制限等を周知する等必要な措置を講じる。

その後、各種応急・復旧対策や復興対策を円滑に進めるための「用地調整基本方針」を策定した上で、各分野にわたる用地需要を総合的に集約し、整理し、必要な調整を行う。

位置 付け	◇用地の確保・調整(A-12)
----------	-----------------

具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1)緊急に必要とされる用地の確保とその利用状況の把握	被災直後	総務部防災課(契約管財課)	①救出・救助部隊の活動拠点、災害時へリ緊急離着陸場等緊急に必要とされる用地の確保とその利用状況を把握する。
(2)用地需要の集約	被災後～2週間程度	総務部防災課(契約管財課)	①応急対策活動に伴う用地需要について、各部課に対して、使用目的(用途別)ごとに、面積、使用予定期間、所在地等を明らかにした「用地確保利用計画」の作成及び報告を依頼する。 ②全体的な用地需要を集約し、整理する。
(3)用地調整基本方針の策定	被災後2週間程度	総務部防災課(契約管財課)	①用地調整会議において、「事前用地調整方針」をもとに、土地利用(応急仮設住宅の建設用地等)の優先順位等を定める「用地調整基本方針」を策定する。
(4)用地の第1次調整	被災後2週間	総務部防災課(契約管財課)	①用地調整会議は、全体的な用地需要、「用地調整基本方針」に基づき、全体的な用地の需要と供給を調整する。
(5)継続的な用地の確保・調整	被災後2週間～随時	総務部防災課(契約管財課)	①その後の復旧・復興事業を実施するために必要となる用地についても、継続的に用地調整会議を開催し、各部課の新たな用地需要を調整すると同時に、「用地確保利用計画」を修正する。
(6)地域復興協議会等への協力	被災後	総務部防災課(契約管財課)	①地域復興協議会から申請があったときは、土地情報等(所在、地番、所有者、面積等)を提供する。

留意事項	
------	--

事前準備	<input type="checkbox"/> 震災時に利用可能な用地の事前把握を行い、「事前用地調整方針」を策定する(防災課)。 <▶A-12a> <▶A-12b> <▶A-12c> <input type="checkbox"/> 民有地の一時使用に係る契約書を作成する(契約管財課)。 <input type="checkbox"/> 民有地の借上げのルール化、有償化の問題への対応、事前の土地利用協定、契約手続の簡素化の可否等について検討する(防災課)。 <input type="checkbox"/> 地域復興協議会に対する支援の方法について検討する(例:オープンスペース情報の提供、不動産鑑定士・税理士等の派遣による用地の一時貸借契約締結の支援、借地契約書モデルの事前準備)(防災課)。
------	---

## 1. オープンスペース等利用計画の策定 (▶A-12a)

オープンスペース等利用計画について、都「震災復興マニュアル」をもとに検討すると以下のとおりである。

### 1 目的

震災時の活動拠点となるオープンスペース等を事前に確保し、あらかじめ様々な応急活動の用途に充てるための利用計画を策定することにより、迅速な応急活動が可能となるようにすることを目的とする。

### 2 根拠

文京区地域防災計画

### 3 個別利用計画

本計画においては、区内の利用可能なオープンスペースを国及び都並びに関係機関と協議の上把握し、次の用途に関する個別利用計画を策定していく。

- (1) 大規模救出・救助活動拠点
- (2) (1) 以外の救出・救助活動拠点
- (3) 医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場
- (4) 物資輸送を中心とするヘリコプター緊急離着陸場
- (5) 広域ボランティア活動拠点
- (6) がれき置場
- (7) 遺体安置所
- (8) ライフライン復旧活動拠点
- (9) 応急仮設住宅建設用地
- (10) 公営住宅建設用地
- (11) 時限的市街地づくり用地
- (12) その他の用地

### 4 活動拠点の指定及び告示

個別利用計画のうち、(1)、(3)及び(5)の活動拠点については、指定を行い、告示していく。

### 5 主管部課

総務部防災課

(資料) 東京都「震災復興マニュアル」(平成15年3月)、をもとに作成。



2. 震災後対策に必要な用地の例 (▶ A-12b)

用 途	設置・利用の時期
1. 避難場所	事前（発災時）～数日間
2. 野外受入施設設置場所	被災直後～短期間
3. 救出・救助部隊の活動拠点	被災直後～3か月程度
4. 災害時ヘリ緊急離着陸場	被災直後～短期間
5. 生活物資の集積・輸送拠点	被災直後～1か月程度
6. ライフライン復旧工事のために必要な資材置場、工事事務所・宿舎	被災直後～6か月程度
7. がれき等の集積場（分別場）中継所 第一仮置場（道路啓開がれき等） 第二仮置場（積替え用地） 第三仮置場（貯留・減容化用地）	被災直後～約1年間  被災直後～約1年間 被災後2週間～約1年間 被災後2週間～約1年間
8. 応援部隊活動拠点・宿舎	被災直後～
9. ボランティア活動拠点等	被災直後～
11. 応急仮設住宅建設用地	被災後1週間～約2年間
12. 仮設診療所用地	被災後1か月～
13. 賃貸型共同仮設工場・共同仮設店舗の設置用地	被災後2週間～
14. その他福祉施設等の新設、仮設校舎、仮設施設用地	随時

（出典）東京都「震災復興マニュアル」（平成15年度3月）、をもとに作成。

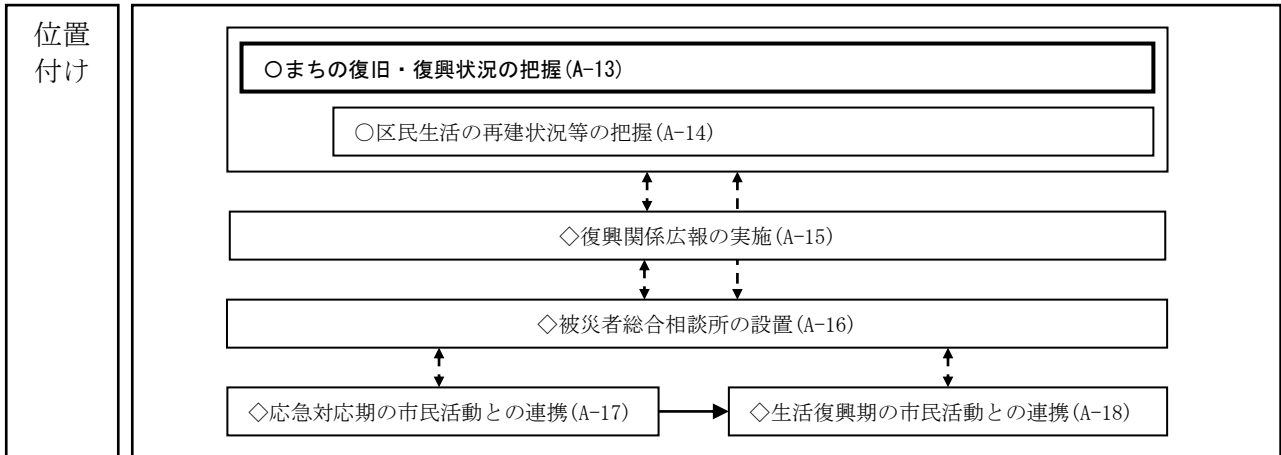
2. 文京区において震災時利用可能な用地一覧 <▶A-12c>

用途	設置・利用の時期	施設名	有効面積 (㎡)	住所
1. 避難場所	事前（発災時）～ 数日間	六義園	51,700	—
		東京大学	199,200	—
		お茶の水女子大学一带 教育の森公園一带	182,400	—
		護国寺一带	75,700	—
		後樂園一带	198,400	—
		小石川植物園	59,700	—
		目白台公園付近一带	59,500	—
2. 野外受入施設設置場所 (候補地)	被災直後～短期間	目白台運動公園	16,000	目白台 1-20-2
3. 救出救助部隊の活動拠点	被災直後～3 か月 程度	(未定)		
4. 災害時ヘリ緊急離着陸 場 (候補地)	被災直後～短期間	目白台運動公園	5,000	目白台 1-20-2
		教育の森公園	3,200	大塚 3-29
		東京大学農学部グラウンド	3,200	弥生 1-1
		東京大学サッカーグラウンド	4,000	本郷 7-3-1
		東京医科歯科大学病院ヘリ ポート	—	湯島 1-5-45
		順天堂大学病院ヘリポート	—	本郷 3-1-3
5. 生活物資の集積・輸送 拠点	被災直後～1 か月 程度	文京スポーツセンター	2,696	大塚 3-29-2
		文京シビックセンター	7,779	春日 1-16-21
		文京総合体育館	1,134	本郷 7-1-2
6. ライフライン復旧工事の ために必要な資材置場、 工事事務所・宿舍	被災直後～6 か月 程度	(未定)		
7. 一次がれき置場 (候補 地)	被災直後～約 1 年 間	小石川運動場	13,000	後楽 1-8-23
8. 応援部隊活動拠点・宿 舎	被災直後～	(未定)		
9. その他ボランティア活 動拠点	被災直後～	区民センター	1,120	本郷 4-15-14
		文京シビックセンター	7,779	春日 1-16-21
10. 応急仮設住宅建設予 定地 (候補地)	被災後 1 週間～約 2 年間	竹早公園	3,000	小石川 5-9
		大塚公園	1,900	大塚 4-49
		六義公園	6,700	本駒込 6-16
		教育の森公園	3,500	大塚 3-29
		後楽公園	2,600	後楽 1-6
		第三中学校	4,570	春日 1-19-31
		大塚窪町公園	1,500	大塚 3-26
		新大塚公園	1,500	大塚 1-8
11. 仮設診療所用地	被災後 1 か月～	(未定)		
12. 賃貸型共同仮設工 場・共同仮設店舗の設 置用地	被災後 1 か月～	(未定)		
13. その他福祉施設等の 新設、仮設校舎、仮設 施設用地	被災後 2 週間～	(未定)		
14. 一時の遺体安置所	随時	(未定)		

(出典) 東京都「震災復興マニュアル」(平成 15 年 3 月)、をもとに作成。

項目	<b>まちの復旧・復興状況の把握</b>	<b>A-13</b>
----	----------------------	-------------

被害状況の把握と応急対策が一段落した後、本格的な復旧・復興への取組が進められることとなる。市街地や住宅の復興過程においては、復旧・復興事業の進ちよく状況を適宜把握して、震災復興総合計画の適切な進行管理を行い、新たに生じた問題への早期対応を図る必要がある。住宅や生活関連施設等、まちの復旧・復興状況を把握するには、目視等により面的に把握する方法と、建築確認受理、各種資金貸付状況、利子補給等の支援策の実施状況から把握する方法とが考えられる。  
 <▶ A-13a>



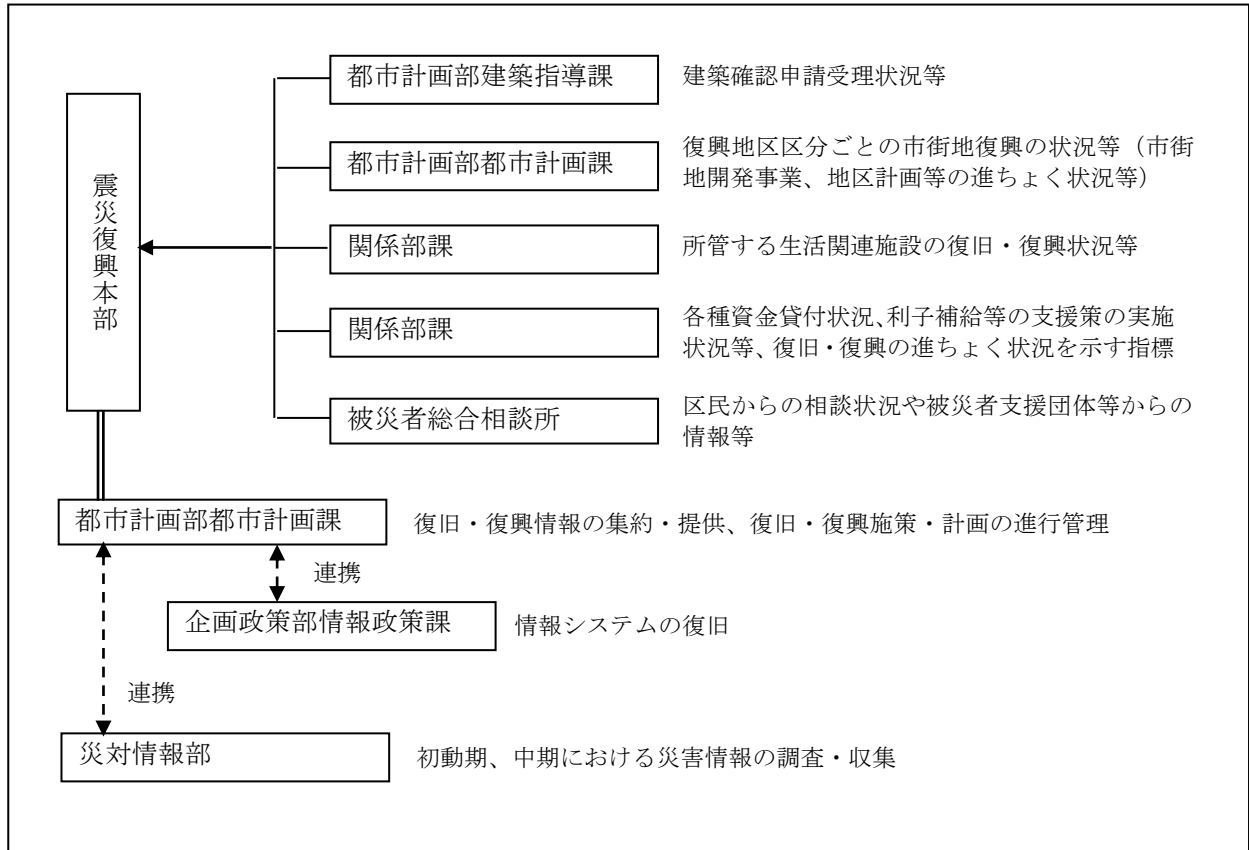
具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1)情報システムの復旧	被災後 3 日以内～	企画政策部 情報政策課	①情報システムの復旧を行う。
(2)建築確認申請受理状況の把握集約	被災後 1 週間～	都市計画部 建築指導課	①建築物の建築等に関する申請及び確認の状況について、一定の期間ごとに集約し、整理し、復興本部に報告する。
(3)市街地復興状況の把握	被災後 1 か月～	都市計画部 都市計画課	①復興地区区分【T-8】が指定された場合、その地区区分ごとに市街地復興の状況を把握し、復興本部に報告する。
(4)生活関連施設の復旧・復興状況の把握	被災後 1 か月～	各部	①所管する生活関連施設の復旧・復興状況を把握し、復興本部に報告する。
(5)情報の集約・提供、施策の進行管理	随時	都市計画部 都市計画課	①復旧・復興情報を集約し、区民及び関係機関に対して情報提供を行う。 ②復旧・復興の把握結果に基づき、施策の進行管理を行う。 ③問題が生じた場合は、適切な措置が講じられるよう全体調整を行う。

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初動期、中期における災害情報の調査・収集所管である（災対情報部）との連携を図る。</li> <li>・復旧・復興の進ちよく状況について、各種資金貸付状況、利子補給等の支援策の実施状況等も参考にする。</li> </ul>
------	--

事前準備	<input type="checkbox"/> 復旧・復興事業の進ちよく状況把握のための指標の設定について検討する（都市計画課）。 <input type="checkbox"/> まちの復旧・復興状況に関する情報の一元管理のあり方を検討する（都市計画課）。
------	---

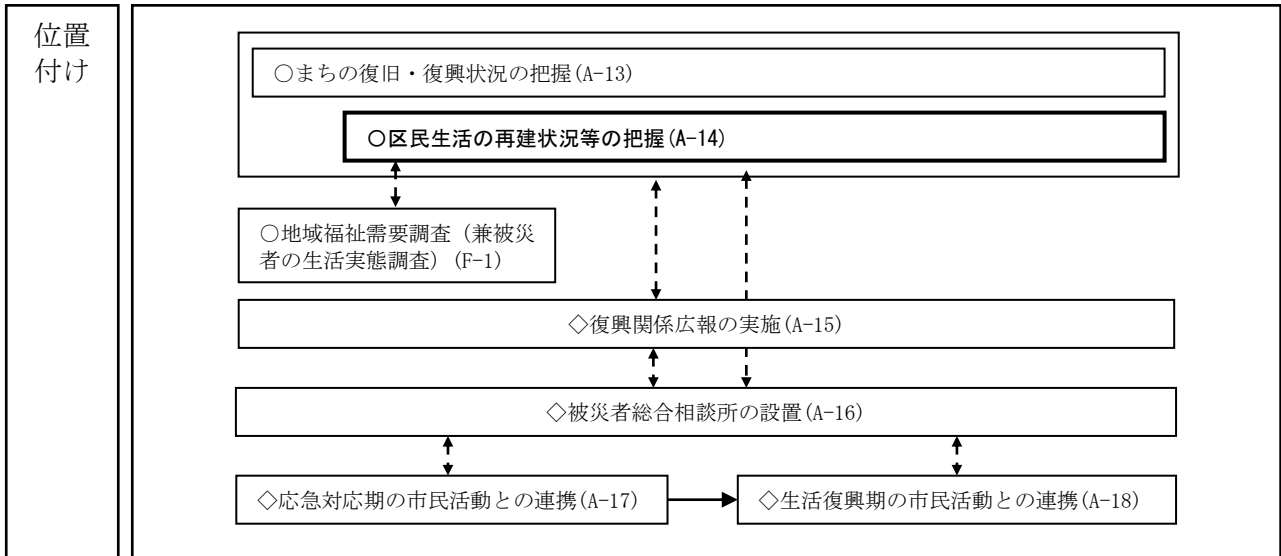
まちの復旧・復興状況把握と所管部課 (▶A-13a)

まちの復旧・復興状況把握に関する所管部課と情報項目、行動の流れは下図に示すとおりである。



項目	<b>区民の生活再建状況等の把握</b>	<b>A-14</b>
----	----------------------	-------------

被災区民の生活の再建状況等を把握するため、都と密に連絡し、区民生活の再建等のために実施した各種施策（以下「生活再建支援策」という。）の適用状況等を総合的に集約する。〈▶A-14a〉  
 また、必要に応じて「被災者生活実態調査」（以下「生活調査」という。）【F-1】のフォロー調査を実施するなど、区民生活の再建状況、問題点等についての情報収集を行う。



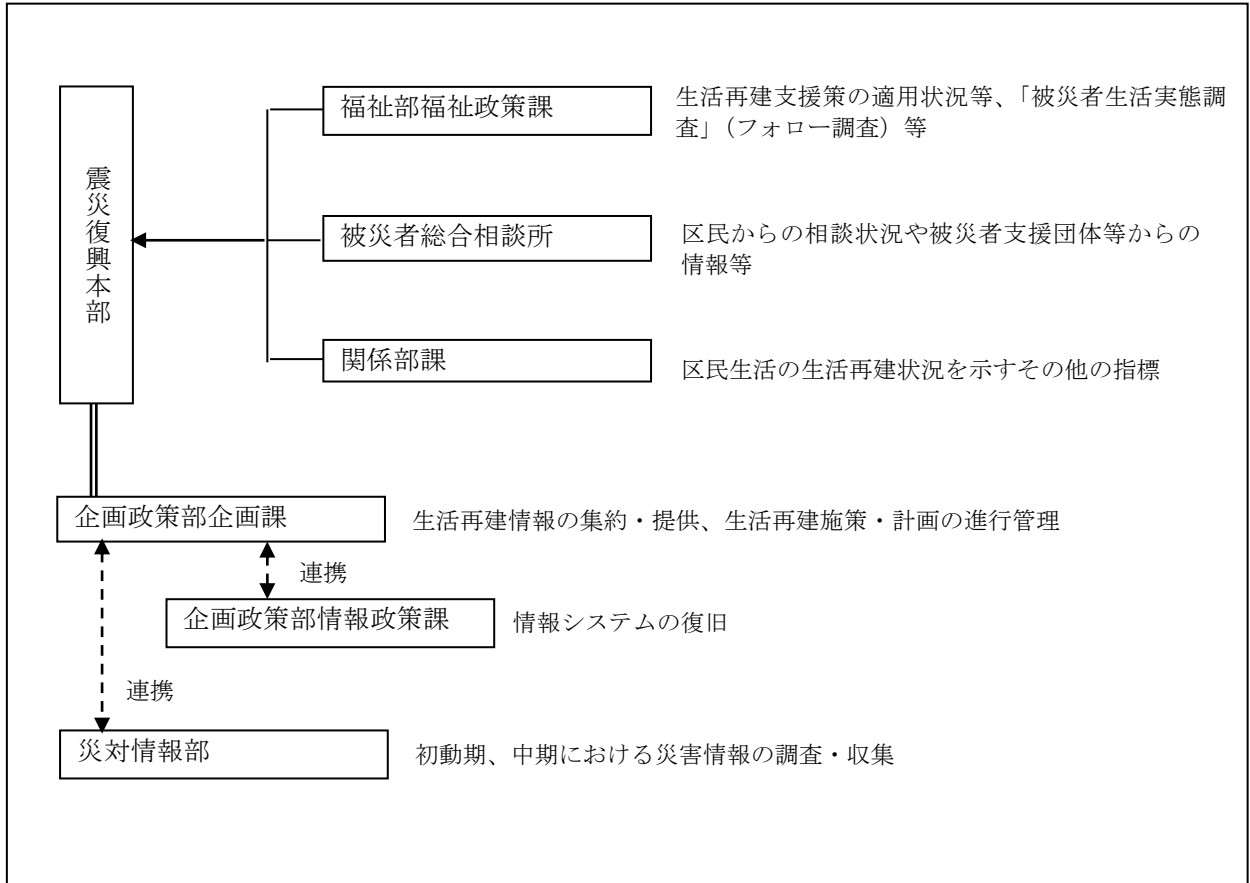
具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1)情報システムの復旧	被災後3日以内～	企画政策部 情報政策課	①情報システムの復旧を行う。
(2)生活再建支援策の適用状況の集約	被災後1か月～	各部 企画政策部 企画課	①各部は、都と連携して生活再建支援策の適用状況を把握し、復興本部に報告する。 ②復興本部は、各部の生活再建支援策の適用状況を集約し、復興施策、計画の進行管理を行う。
(3)生活調査（フォロー調査）の検討・実施	被災後3か月～6か月程度	福祉部福祉政策課	①生活調査のフォロー調査の実施について、都と協議・検討を行う。 ②フォロー調査を実施する場合は、生活調査の手順に準じて対応する。
(4)その他区民生活の再建状況等に関する情報の収集・整理	随時	各部 企画政策部 企画課	①区民からの相談状況や被災者支援団体等からの情報等を把握し、区民生活の再建状況等及び問題点について整理する。
(5)情報の集約・提供、施策の進行管理	随時	企画政策部 企画課	①生活再建情報を集約し、区民及び関係機関に対して情報提供を行う。 ②区民生活の再建状況等の把握結果に基づき、施策の進行管理を行う。 ③問題がある場合は、適切な改善処置が講じられるよう全体調整を行う。

留意事項	・初動期、中期における災害情報の調査・収集所管である災対情報部との連携を図る。
------	---

事前準備	<input type="checkbox"/> 各部の支援施策の適用状況、区民生活の再建状況として必要な指標について検討する（防災課）。 <input type="checkbox"/> 区民生活の再建状況に関する情報の一元管理のあり方を検討する（防災課）。
------	---

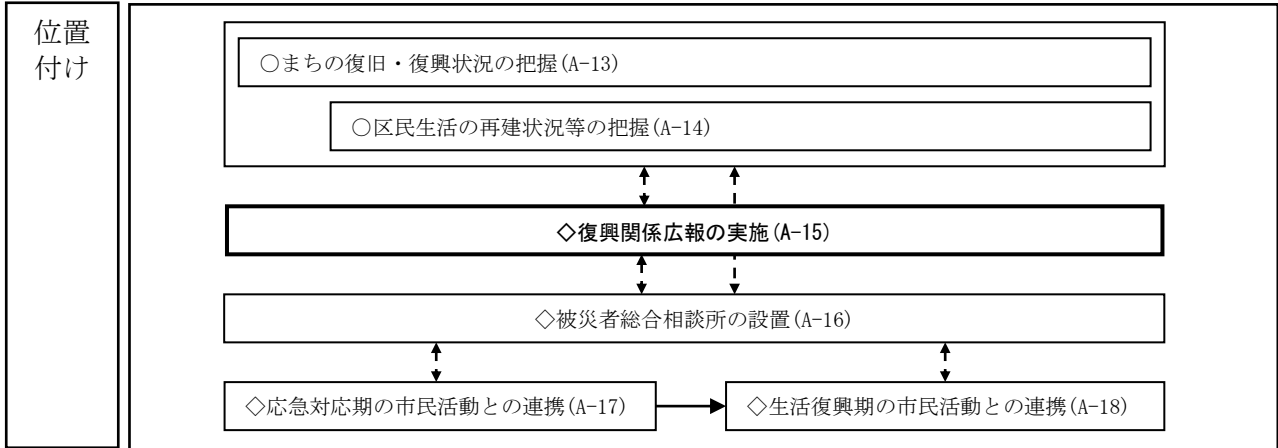
区民生活の再建状況把握と所管部課 <▶ A-14a>

区民生活の再建状況把握に関する所管部課と情報項目、行動の流れは、下図に示すとおりである。



項目	<b>復興関係広報の実施</b>	<b>A-15</b>
----	------------------	-------------

復興に係る区の方針や具体的な施策に係る情報のほか、被災地域の生活関連情報等ふくそうする各種の情報を整理し、迅速かつ的確に区民に提供するため、都を始めとする関係機関とも緊密な連携を保ちながら、種々の広報活動を展開する。復興関連の情報として、生活再建、住宅再建、まちづくり、中小企業等への支援が想定される。〈▶A-15a〉



具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1)臨時広報紙等の発行	復興本部設置以降	企画政策部 広報課	①復興施策の内容及び実施状況、生活関連情報等で、区民に提供する必要があるものについては各部課が広報課へ提出する。 ②それらの情報を整理し、臨時広報紙等を発行する。 ③作成方法、配付方法については、既存の広報紙に準ずるが、既存の広報紙も含め、被災直後の混乱期及び区外避難者への配付については、別に方法を検討する。 ④発行は、当初は必要に応じ随時とし、その後、復興の進展等に応じて、既存の広報紙等と併せて、適宜必要な情報を提供する。
(2)その他の広報媒体等の活用	復興本部設置以降	企画政策部 広報課	①情報の提供に当たっては、行政が実施する復興施策を可能な限り包括的なパッケージとして様々な広報媒体を利用して提示する。 ②ホームページ、CATV等の広報媒体を活用して必要な広報、情報提供を行う。
(3)都及び他自治体との連携	復興本部設置以降	企画政策部 広報課	①他自治体へ一時避難している区民に対する情報提供を都及び他自治体との連携を図りながら実施する。 ②被害が甚大で、独自の広報活動が不可能となった場合は、都に応援を要請する。 ③必要に応じ、都の復興関連情報の広報に協力する。
(4)報道機関への発表	復興本部設置以降	企画政策部 広報課	①復興施策の内容及び実施状況、生活関連情報等で、区民に提供する必要があるものについては報道機関に発表する。

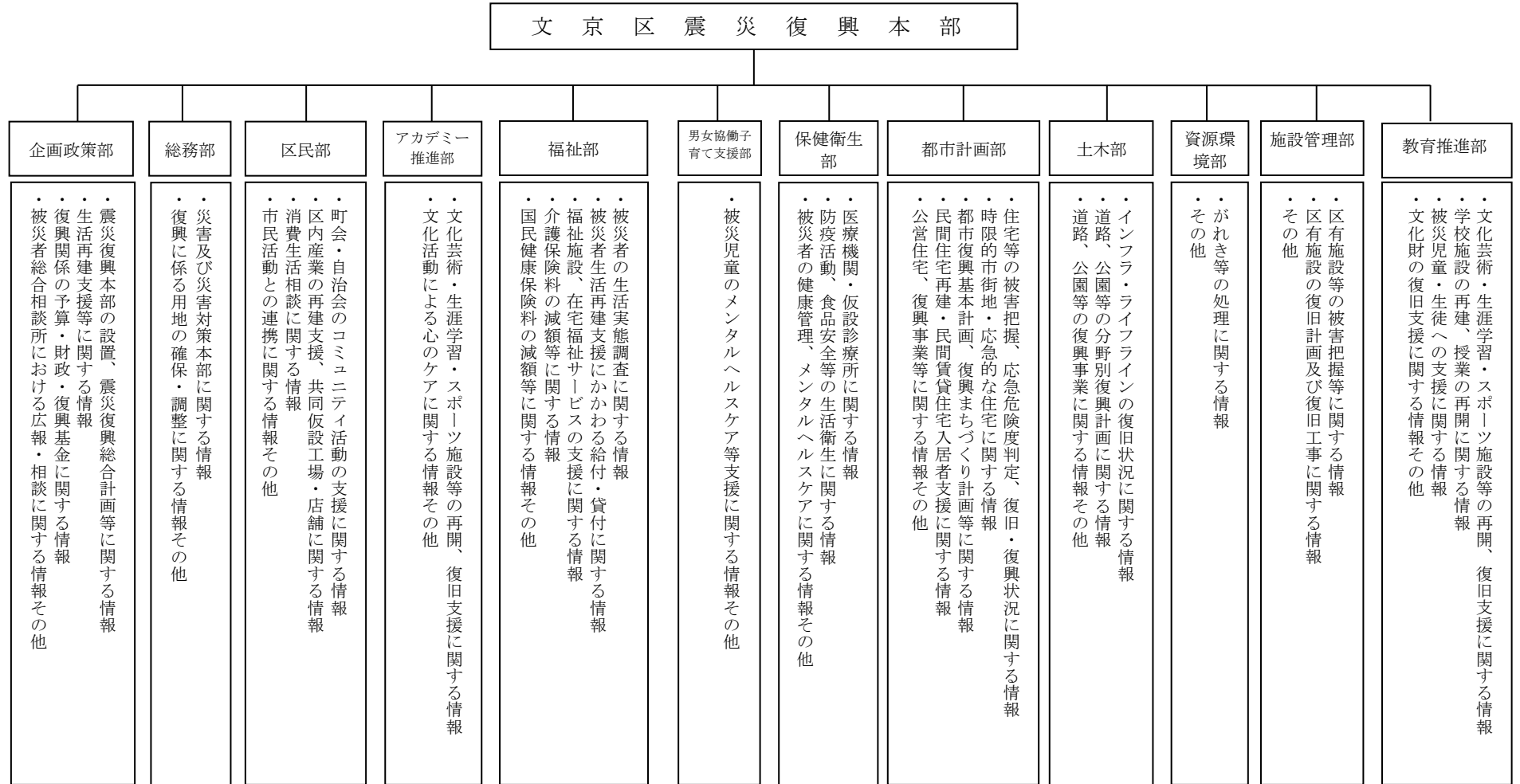
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちの復旧・復興状況の把握【A-13】、区民生活の再建状況等の把握【A-14】の所管部課と密接に連携して情報収集を図る。</li> <li>・臨時相談窓口、被災者総合相談所【A-16】と密接に連携して、広報活動を展開する。</li> </ul>
------	--

事前準備	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>臨時広報紙の印刷方法、発行部数及び被災直後の混乱期や区外への避難者への配付方法等を検討する（広報課）。</li> <li><input type="checkbox"/>都及び他自治体との連携方法について検討する（広報課）。</li> <li><input type="checkbox"/>外国人区民への情報提供のあり方を検討する（広報課）。</li> </ul>
------	--





広報で想定される部門別の情報（復興本部の例） 〈▶A-15a〉

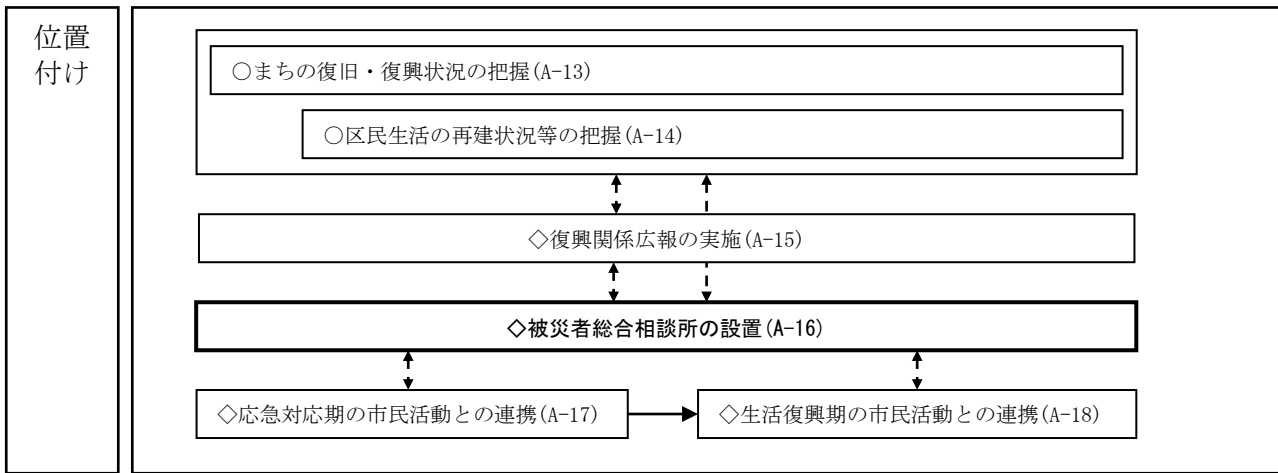


項目	<b>被災者総合相談所の設置</b>	<b>A-16</b>
----	--------------------	-------------

被災者は、様々な生活上の不安や問題を抱えることになる。行政が窓口を設け、被災者からの相談に応じることで、少しでも問題や悩みを解消し、その生活の再建と安定を支援していくことは、極めて緊急かつ重要な課題である。

このため、各部課では、それぞれが所管する分野において被災者の要請にきめ細かく対応するとともに、必要な情報を総合的かつ一元的に提供することも重要であることから、区民相談窓口においても、震災発生後早期に、被災者を対象とする臨時相談窓口を開設し、各部課と連携を図り、総合的な相談業務を開始する。

また、復興対策の本格化に応じて、関係各部課等と協力し、可能な限り早期に、被災者総合相談所を開設する。被災者総合相談所は、(専門家) ボランティアとの十分な連携の下で、震災復興に関する情報提供や相談、各種申請等を総合的に取り扱う組織として、地域活動センター単位での設置を検討する。



具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1)臨時相談窓口の開設	被災後 1 週間以内	企画政策部 広報課 関係各部課 企画政策部 情報政策課	①関係各部課は臨時相談窓口を開設する。 ②臨時相談窓口では、災対本部等からの情報の収集、関係機関との連絡調整及び被災者の相談を行う。必要に応じて、専門相談員に相談業務への協力、各専門家団体に専門家の派遣を要請する。 ③各部課は、臨時相談窓口の運営に必要な情報提供、要員派遣等の相互協力を行う。 ④相談方法（電話又は面接）は、相談窓口のスペースや電話等の設備に応じて決める。 ⑤既存システムの復旧とOA機器の点検整備を行う。 ⑥外国人への情報提供・相談窓口を設置する。
(2)被災者総合相談所の設置	被災後 2 か月以内	企画政策部 広報課 企画政策部 情報政策課 区民部区民課 関係各部課	①被災者総合相談所は、復興本部及び各部課、関係機関、ボランティア団体の支援と協力を得て、震災復興に関する情報提供や相談、申請等を総合的に取り扱う。該当分野として、1)生活再建、2)住宅再建、3)まちづくり、4)中小企業等支援等が想定される。〈▶ A-16a〉 〈▶ A-16b〉 ②被災者総合相談所を、臨時相談窓口とは別に地域活動センターに設置する。〈▶ A-16c〉 ③設置期間は、震災復興総合計画期間中を想定する。 ④各部課及び関係機関における個別相談窓口との連携を確保する。 ⑤相談所にOA機器の配備を行う。 ⑥外国人への情報提供・相談窓口を設置する。

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置期間は震災復興総合計画期間中を想定するが、状況に応じて長期間対応を図る。</li> </ul>
事前準備	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>被災者総合相談所での以下の運用方法について検討を行う（広報課）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①予想される相談分野や相談体制について事前に検討を行う。また、被災者総合相談所を設置する際は、その時点での区民ニーズや震災復興総合計画及びその進捗状況等を踏まえて検討する。</li> <li>②被災者のニーズに応じて、対応方法（面接、電話、メール等）、スペース、設備、相談時間等を検討する。</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/>各々の部門にかかわる情報収集ルートの確保について検討を行う（広報課）。</li> <li><input type="checkbox"/>専門家及び各専門家団体へ協力を要請し、協定等の締結を行う（広報課）。</li> <li><input type="checkbox"/>専門家及び各専門家団体のリストを作成し、随時更新する（広報課）。</li> <li><input type="checkbox"/>相談内容の記録書式を作成しておく（広報課）。</li> <li><input type="checkbox"/>被災者総合相談所及び臨時相談窓口と各部課の個別相談窓口との間の連絡方法を定めるとともに、必要な報告等の書式を作成し、各部課に周知しておく（広報課）。</li> <li><input type="checkbox"/>臨時相談窓口及び被災者総合相談所での電話回線の敷設又は増設について、施設管理課と協議しておく（広報課）。</li> <li><input type="checkbox"/>外国人区民への情報提供・相談窓口のあり方を検討する（広報課）。</li> </ul>

## 1. 「被災者総合相談所」の目的と役割 (▶A-16a)

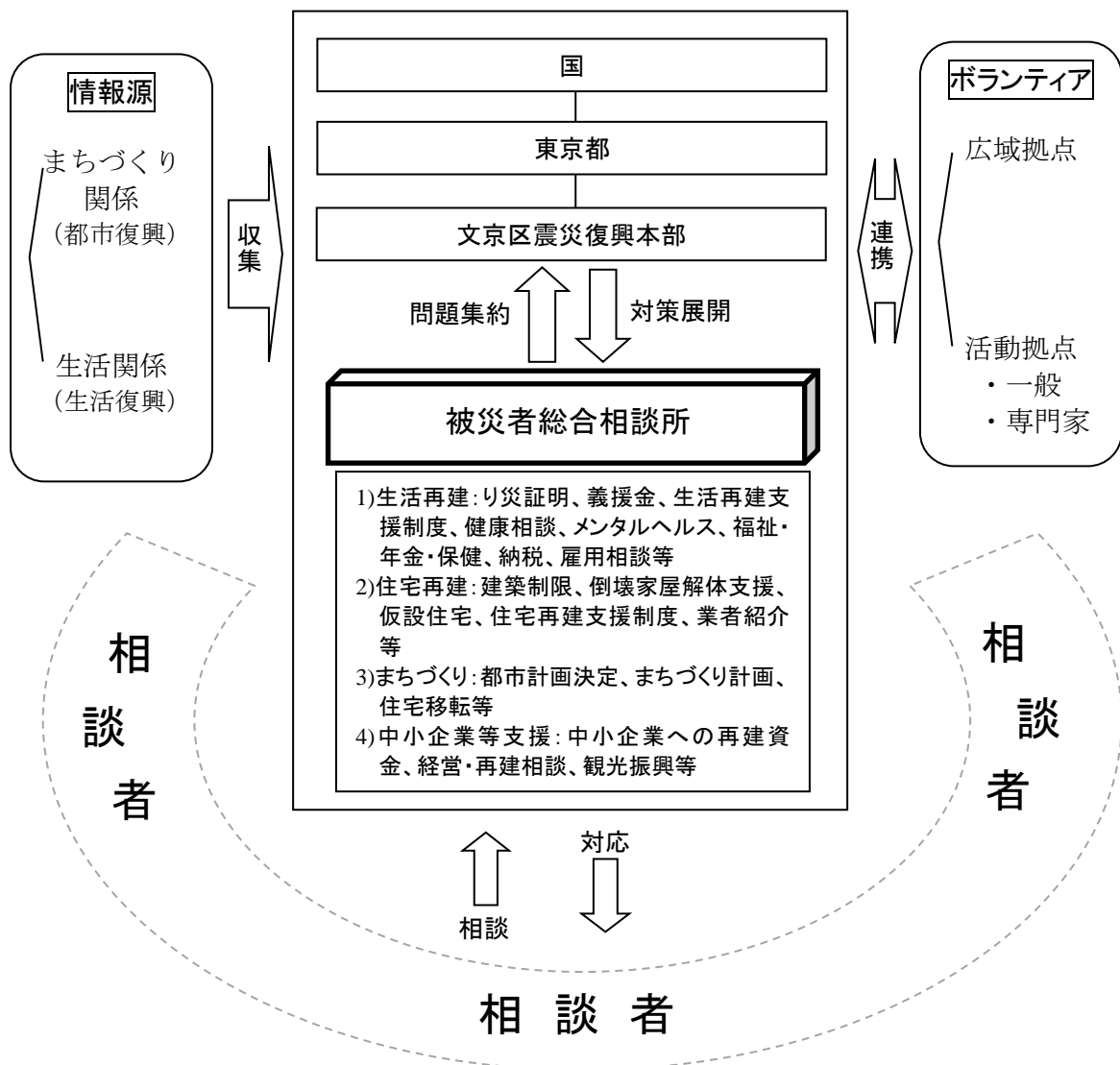
「被災者総合相談所」は、生活・都市復興上の問題をリアルタイムで把握し、即座に生活・都市復興上の対策に反映させるために、NPO、住民組織等と連携しながら、地域活動センターに設置する。

「被災者総合相談所」は、復興施策に関する情報はもとより、まちの復旧・復興状況【A-13】や区民生活の再建状況【A-14】等の情報を収集し、広報とも連携を取りながら、被災者に対して総合的かつ一元的に情報提供を行う。

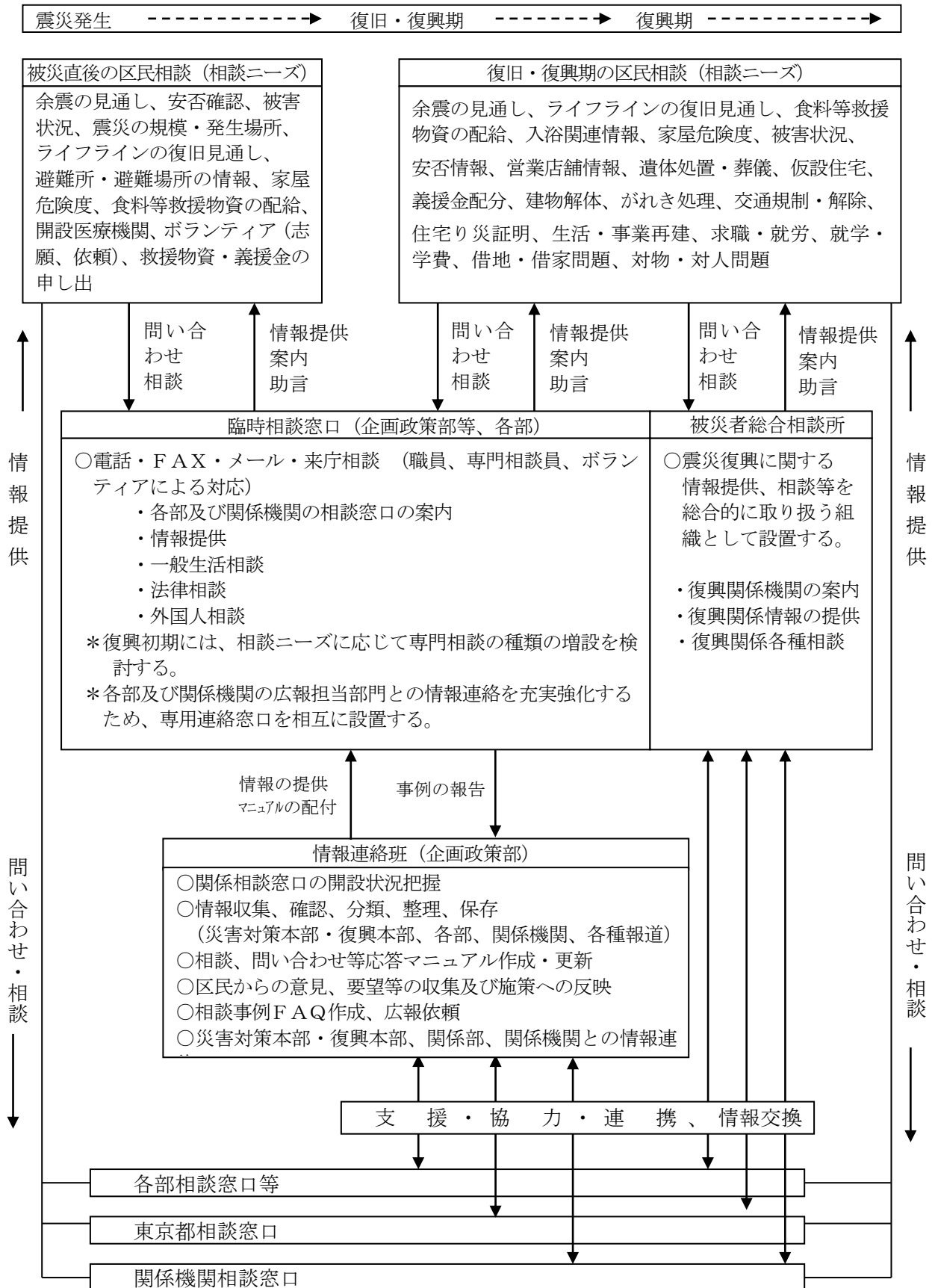
また、「被災者総合相談所」は、各部課及び関係機関、ボランティア団体の支援と協力を得て、震災復興に関する情報提供や相談、申請等を総合的に取り扱う。該当分野として、1)生活再建、2)住宅再建、3)まちづくり、4)中小企業等支援等が想定される(下図)。

復興本部は、ここでの相談を通じて知りうる復興問題を集約して、解決に必要な対策を検討し、必要に応じてそれを展開する。

「被災者総合相談所」は、応急対応期【A-17】、生活復興期【A-18】を通して、市民活動との連携を積極的に図ると同時に、必要な支援策を講ずる。



## 2. 震災時の相談体制と相談内容 (例) (▶A-16b)

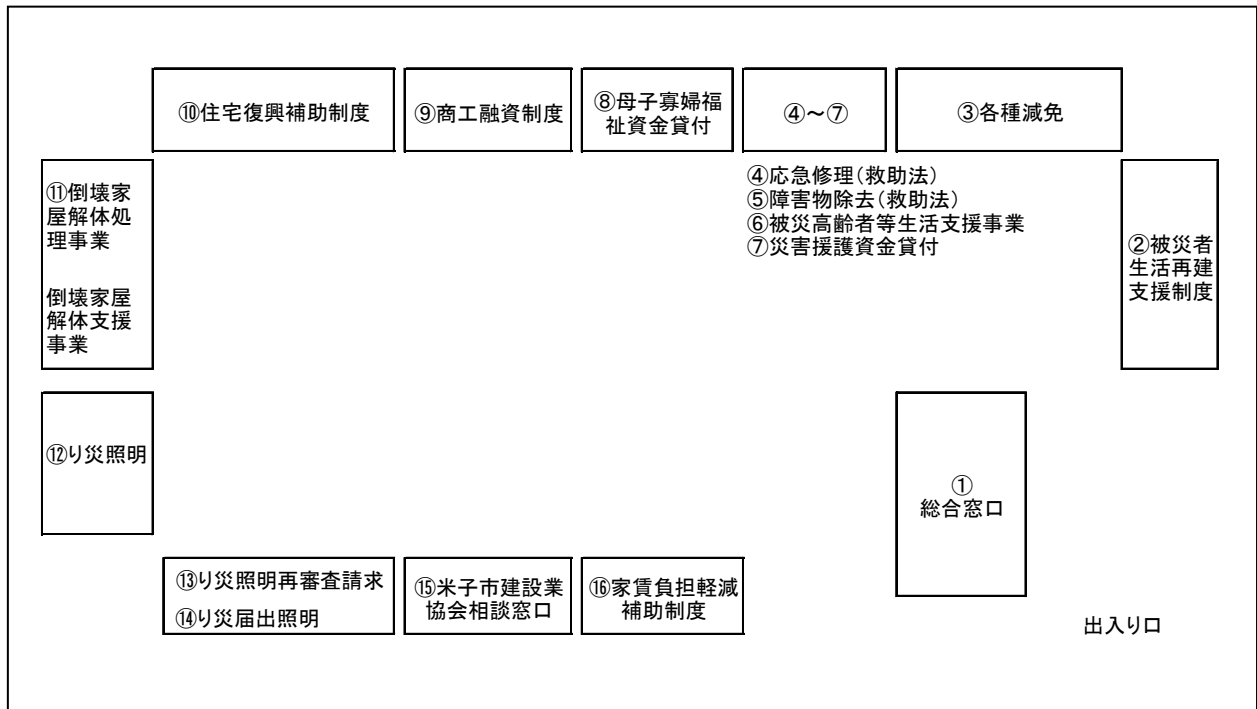


(資料) 東京都「震災復興マニュアル」平成 15 年 3 月、をもとに作成。

## 3. 相談窓口の配置例 &lt;▶ A-16c&gt;

## ○総合的相談・申請窓口の設置 (平成12年鳥取県西部地震：米子市)

鳥取県西部地震で、米子市は、各種減免措置などの申請手続に際して、災害復旧相談室を設置した。まず、総合相談窓口を設置し、ここで各種相談窓口を紹介し、相談室の窓口では、担当者のパソコンで、直接住基、課税、固定資産税のデータが出せるようにしてあり、相談に来た人がその場で手続がとれるようにした。

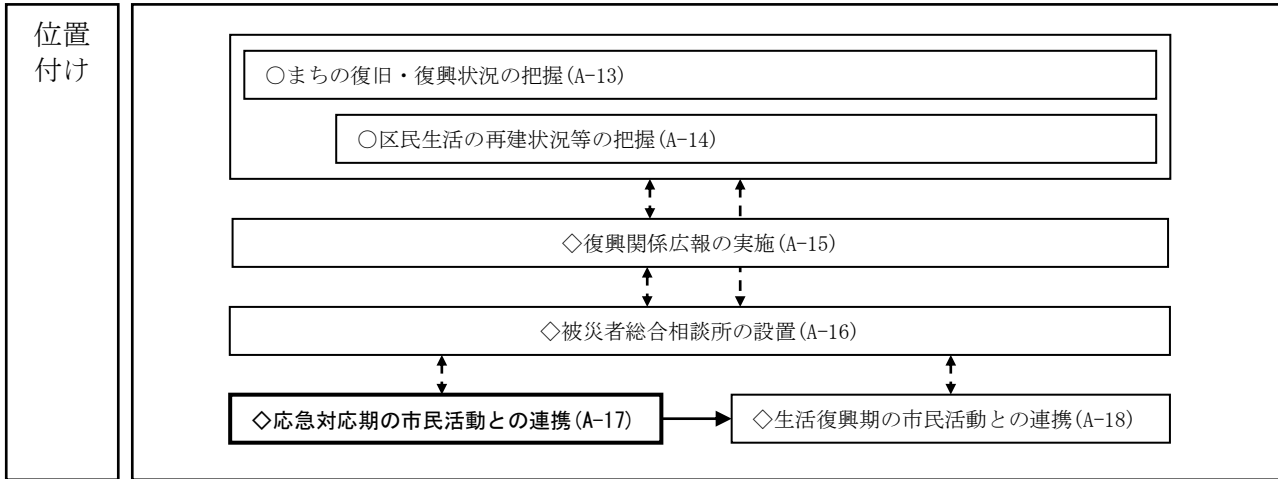


(出典) 内閣府「総合復興手引書作成調査報告書」(平成15年3月)。

項目	<b>応急対応期の市民活動との連携</b>	<b>A-17</b>
----	-----------------------	-------------

震災が発生した場合、ボランティアやNPO等が効果的な活動を展開できるよう、行政には、それらの自主性・自立性を尊重しつつ、これらの市民活動と行政活動との間に無駄な重複が生じないように相互の連絡に努めるとともに、これらの活動に従事する人々が円滑に活動を展開することができるよう環境整備等の面で配慮をしていくことが求められる。

このため、災対区民部に一般ボランティア担当を設け、活動拠点としての「文京区災害ボランティアセンター」を開設し、そこに職員を配備する。同センターと都が設置する広域拠点との間に応急対応のための連携体制を構築する。

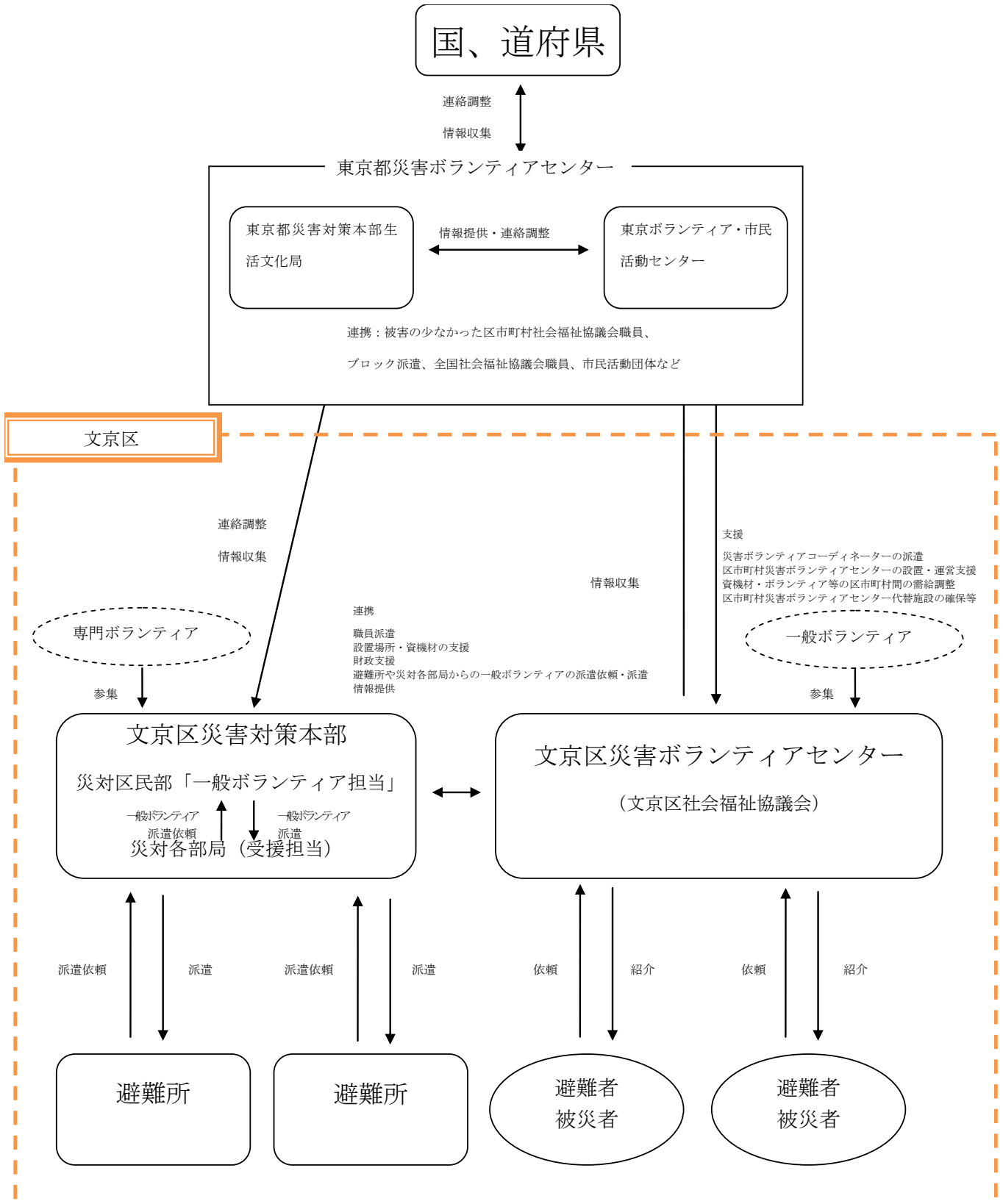


具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1)体制の整備	被災直後	区民部 区民課 (企画政策部)	①災対区民部に一般ボランティア担当を設置するとともに、市内、文京区社会福祉協議会、都、関係団体等との連携体制を整備する。
(2)基礎的情報の収集・提供	被災直後～3か月程度 (応急対応期)	区民部 区民課 (文京区社会福祉協議会)	①一般ボランティア担当は、都、区の各部課及び文京区社会福祉協議会のネットワークを通じ、市民活動に関する情報を収集し、整理し、関係部課、区民等に提供する。
(3)活動拠点の開設・運営・管理	被災直後～3か月程度	区民部 区民課 (文京区社会福祉協議会)	①文京区社会福祉協議会は、区からの要請を受け、「文京区災害ボランティアセンター」を区民センター又はシビックセンターに開設する。災対区民部は、一般ボランティア担当を派遣して運営・管理の支援を行う。 〈▶A-17a〉 〈▶A-17b〉
(4)専門ボランティアの確保・派遣	被災直後～3か月程度	各担当課	①専門ボランティアについて、区の災害時専門ボランティア事前登録制度、都からの派遣、直接受付及びボランティア窓口からの紹介により確保する。 ②災害現場への派遣は、要請のあった各災対部局に連絡の上対応する。被災者総合相談所への派遣は、各担当課が広報課を通じて対応する。
(5)人的・物的支援要請	被災直後～3か月程度	区民部 区民課	①ボランティア担当部門は、都や他の自治体等に対し、市民活動への側面支援を要請する。

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門ボランティアの種類として、医療、保健、福祉、建築、通訳、救急、防災等のボランティアが想定される。</li> <li>・専門的知識、技能、人材面において、区内の高等教育機関との連携を図る。</li> </ul>
------	--

事前準備	<input type="checkbox"/> 文京区社会福祉協議会、都や他の自治体、災害時ボランティア等との具体的な連携・協力体制について検討する (区民部)。 <input type="checkbox"/> 区災害時専門ボランティアの事前登録を行う (防災課)。
------	--

1. ボランティア活動拠点の関係図 (▶A-17a)



(出典) 文京区「文京区職員防災行動マニュアル」(平成26年3月)。



2. 「文京区災害ボランティアセンター」の機能等 (▶A-17b)

「文京区災害ボランティアセンター」の組織と役割について、「文京区防災職員行動マニュアル」に定められている内容は、以下のとおりである。

(1) 「文京区災害ボランティアセンター」の組織

1) 「文京区災害ボランティアセンター」の設置・運営について

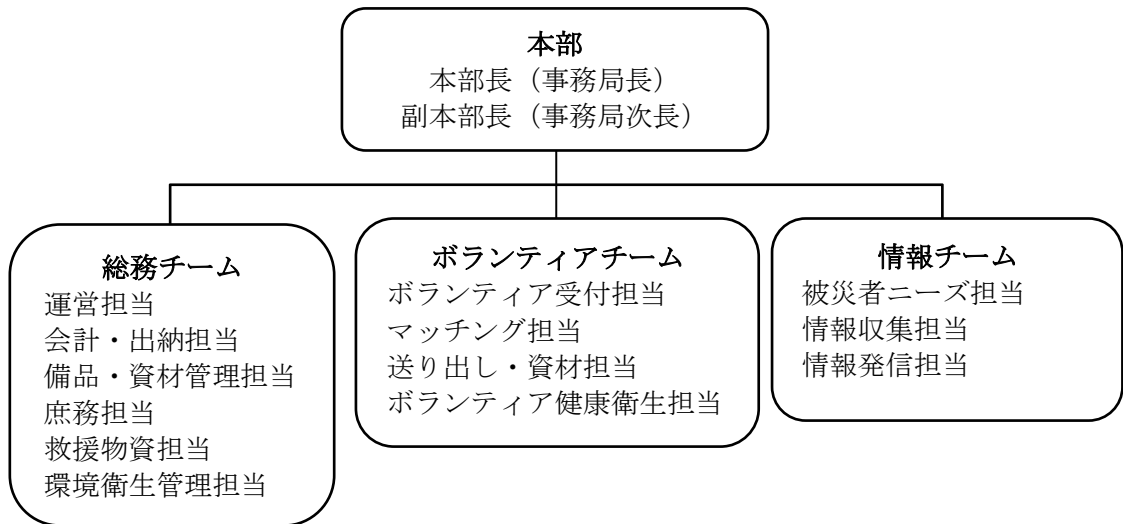
過去の大規模災害時において、ボランティア活動支援が被災地の復旧・復興に大きな役割を果たしている。このボランティア活動が効果的に実行されるためには、被災地においてボランティアのコーディネート態勢が十分に確立される必要がある。

文京区においては、「一般ボランティア」の活動に対する区民のニーズをコーディネートするため、文京区社会福祉協議会が「文京区災害ボランティアセンター」を設置・運営する。

2) 「文京区災害ボランティアセンター」の体制について

①組織概要

本部、総務チーム、ボランティアチーム、情報チームの4つから成る組織で運営する。



○本部：全体の総括、また、ボランティアの支援活動方針や支援計画の決定。

○総務チーム：運営全体のとりまとめに関する業務。運営や会計のほかに、その他の各チームに属さない業務。

○ボランティアチーム：ボランティア希望者の受付、活動調整や活動についてのオリエンテーション、活動状況の把握。

○情報チーム：被災者へのニーズ把握、災害ボランティアセンターに関するあらゆる情報整理や広報活動。

②構成人員

構成人員は、文京区社会福祉協議会職員、災対区民部「一般ボランティア担当」派遣職員、災害ボランティアスタッフ、他地区の社会福祉協議会からの応援人員等とし、「文京区災害ボランティアセンター」の機能を発揮するため、様々な機関・団体と協働して運営する。

(資料) 文京区「文京区職員防災行動マニュアル」(平成 26 年 3 月)をもとに作成。

(2) 文京区と社会福祉協議会の役割分担

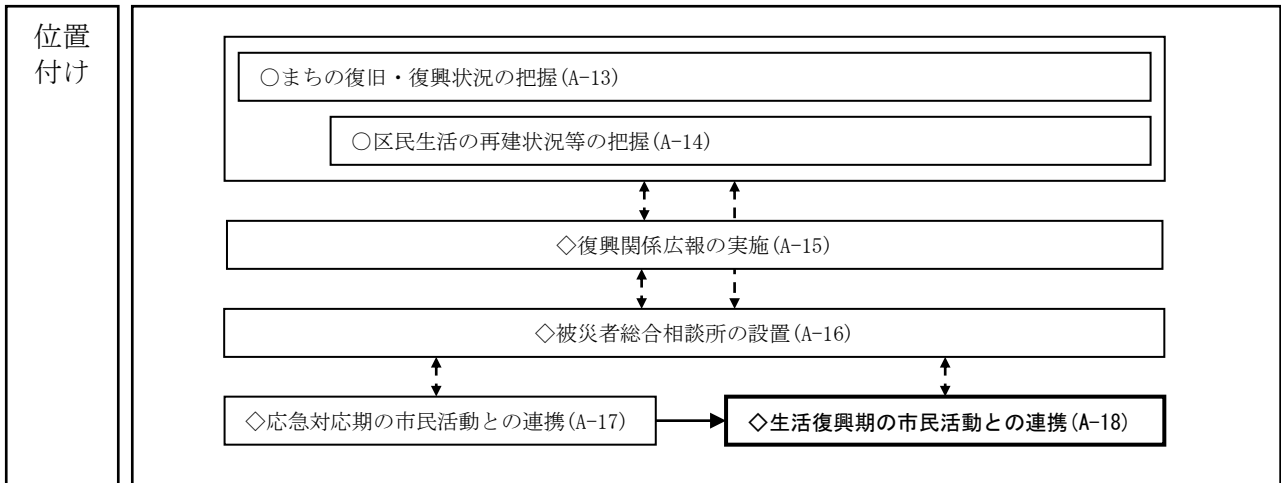
	文京区	文京区社会福祉協議会
具体的役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>①災害応急・復旧活動</li> <li>②災害ボランティアセンターの設置要請</li> <li>③災害ボランティアセンターおよびボランティアの活動拠点確保</li> <li>④災害ボランティアセンターに応援人員を派遣</li> <li>⑤必要な資機材の確保</li> <li>⑥業務に相当な費用負担</li> <li>⑦災害時のボランティア保険料の負担</li> <li>⑧被災・ボランティア関連情報を災害ボランティアセンターに提供</li> <li>⑨災対区民部一般ボランティア担当が災対各部の一般ボランティアニーズを集約し、派遣依頼を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ボランティアの受入</li> <li>②ボランティアニーズ収集</li> <li>③ボランティアとニーズのコーディネート</li> <li>④関係機関・団体の連絡調整会議の運営</li> <li>⑤関係機関・団体との連携・協働</li> <li>⑥災害ボランティアセンター運営状況を区に報告</li> <li>⑦区から得た災害・ボランティア関連情報を区民に提供</li> <li>⑧ボランティア保険の加入手続き</li> <li>⑨災対区民部一般ボランティア担当を通じ、災対各部へ一般ボランティアを派遣</li> </ul>
災害に備えた準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>①災害ボランティアセンターの活動拠点や必要な資機材、ボランティア保険料などの費用負担に関する準備</li> <li>②庁内のコンセンサス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①区との役割分担の明確化</li> <li>②該当規程の準備</li> <li>③職員の非常参集の取り決めや訓練</li> <li>④準備すべき擬態的資機材および事務物品</li> <li>⑤災害ボランティアセンターマニュアルの策定</li> <li>⑥関係機関・団体との連絡調整</li> <li>⑦応援支援要請について検討</li> <li>⑧災害ボランティアセンターの啓発</li> <li>⑨災害ボランティアの教育・登録</li> </ul>

(出典) 文京区「文京区職員防災行動マニュアル」平成 26 年 3 月。

項目	<b>生活復興期の市民活動との連携</b>	<b>A-18</b>
----	-----------------------	-------------

被災後4か月程度経過した段階では、被災者は避難所から元の居住地域や応急仮設住宅に移っており、各々の生活の再建など自立に向けた動きを本格化させている。この時期はまた、応急対応期に外部から駆けつけてきたボランティアやNPO等の多くが撤退していくものと予想される。しかし、被災者の置かれた状況によっては、地域のボランティアやNPO等が中心となり、被災者の自立に向けて、引き続き支援を行っていくことになると思われる。

このため、文京区社会福祉協議会においては、生活復興期の当初において、被災地域外から来たボランティアやNPO等の活動を地元団体と円滑に引継ぎを行えるよう支援する。それ以降、数年間の生活復興期は、被災者の自立に向けて、長期的な活動を行うボランティアやNPO等に対して側面的な支援をする。



具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1) ネットワークの充実	被災後4か月程度～（生活復興期）	区民部区民課	①文京区社会福祉協議会を中核として、都、地域のボランティア団体などと連携して活動中のボランティアやNPO等とのネットワークを充実する。
(2) 基礎的情報の収集・提供	被災後4か月程度～（生活復興期）	（文京区社会福祉協議会）	①ネットワークを通じて、支援を必要とする地域や新たなボランティア・ニーズ等被災者の生活復興を支援する上で有益な情報を収集し、ボランティアやNPO等の関係者にそれらの情報提供を行う。
(3) 市民活動との連携の促進	被災後4か月程度～（生活復興期）	（文京区社会福祉協議会）	①ネットワークを通じて、区民等に対して地域における市民活動等への参加を呼びかけ、また、ボランティアやNPO等に対して専門的な分野を始めとする各種の活動への参加や支援についての情報提供を行う。
(4) 専門ボランティアの確保・派遣	被災後4か月程度～（生活復興期）	各担当課	①専門ボランティアについて、区の災害時専門ボランティア事前登録制度、都からの派遣、直接受付及びボランティア窓口からの紹介により確保する。 <b>〈▶ A-18a〉</b> ①現場への派遣は、要請のあった各災対部局に連絡の上対応する。被災者総合相談所への派遣は、各担当課が広報課を通じて対応する。

(5)市民活動の 平時化への 協力及び団 体間の調整	被災後4 か月程度 ～(生活 復興期)	(文京区社 会福祉協 会)	<p>①被災地域の回復状況に応じて、地域外からのボランティアやNPO等による活動が地域住民や地域の活動団体に円滑に引き継がれていくようコーディネーター等による調整、必要な人材の紹介及び専門的な立場からの助言等を行う。また、ボランティアやNPO等の活動が継続できるよう資金援助の呼びかけを行う。</p> <p>②ボランティアやNPO等が被災者の自立に向けて長期的な支援を行うに際して、側面的な支援を行う。</p> <p>③被災者を支援するボランティアやNPO等の主体性に十分配慮しながら、必要に応じた調整を行う。</p> <p>④地域の自治体と連携しながら、ボランティアやNPO等の円滑な撤退が行われるよう配慮する。</p>
-------------------------------------	------------------------------	---------------------	---

留意 事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門ボランティアの種類として、建築、都市計画、まちづくり、福祉、産業、防災等のボランティアが想定される。</li> <li>・ 専門的知識、技能、人材面において、区内の高等教育機関との連携を図る。</li> </ul>
----------	--

事前 準備	<p><input type="checkbox"/> 文京区社会福祉協議会、都や他の自治体、災害時ボランティア等との具体的な連携・協力体制について検討する（区民部）。</p> <p><input type="checkbox"/> 生活復興期に予想される専門家ボランティア派遣制度について検討する（関係部課）。</p>
----------	--

## 生活復興期に予想される専門ボランティア支援制度（例）〈▶A-18a〉

生活復興期に予想される専門ボランティア支援制度について、阪神・淡路大震災後の神戸市の「こうべすまい・まちづくり人材センター」、東京での「災害復興まちづくり支援機構」、墨田区の「復興支援専門家プラットフォーム」の取組を整理すると、以下のとおりである。

## (1) こうべすまい・まちづくり人材センター

## 1) 背景

神戸市では、従来から「アドバイザー派遣」と「コンサルタント派遣」の制度を運用し、初動期のすまい・まちづくりを支援する体制を整えていたが、被災直後のすまい・まちの復興に関するおびただしい相談ニーズに対応するため、平成7年7月7日、この「アドバイザー派遣」と「コンサルタント派遣」を一元的に運用する受け皿として、「こうべすまい・まちづくり人材センター」を「こうべまちづくりセンター」内に発足させた。

## 2) 専門家派遣制度の仕組み

## (1) アドバイザー派遣

地元からの要請に応じて、すまい・まちづくりの初動期の勉強会に登録専門家（コンサルタント、弁護士等）をアドバイザーとして派遣し、住民が主体的に「すまい・まち」の復興に取り組む上で必要となる基本的な知識や情報を提供したり、権利者相互の意思疎通が進むよう支援することを内容としている。

## (2) コンサルタント派遣

地元権利者からの求めに応じて、登録専門家を地元へ派遣し、基本構想案や基本計画案等の策定作業を通して事業化に向けての問題点を抽出し、解決の方策を見つけていく手助けをするとともに、権利者相互の情報の伝達や権利者間の合意形成が円滑に進むよう助力することをその内容としている。

## 3) 専門家派遣制度の実績

## (1) 登録専門家

各方面の専門家を登録しており、現在、その内訳は次のとおりとなっている。

登録総数（平成10年2月末現在） 518社（人）

登録総数（平成26年11月現在） 58社

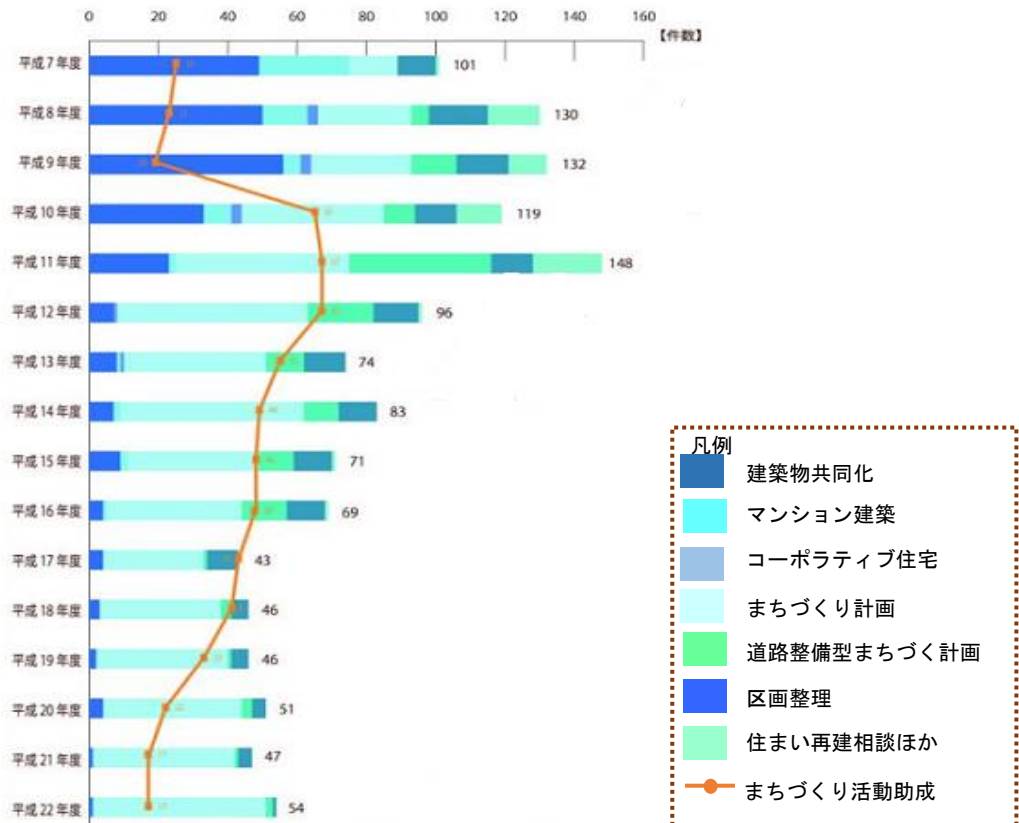
<内訳>（平成10年2月末現在）

コンサルタント	262
弁護士	57
司法書士	19
公認会計士	1
不動産鑑定士	22
中小企業診断士	1
土地家屋調査士	100
税理士	47
大学教員	9

## (2) 窓口での相談件数

1561件（平成7年7月～平成10年2月末）

## (3) まちづくり専門家派遣・まちづくり活動助成の推移 (平成22年3月末現在)



(出典) こうべすまいまちづくり公社 : <http://www.kobe-sumai-machi.or.jp/index.html>

## (2) 「災害復興まちづくり支援機構」

- ・東京で地震などの大きな災害が発生した際に住宅や街の復旧・復興を支援することを目的に、平成16年11月30日、弁護士らがボランティア組織「災害復興まちづくり支援機構」を発足させた。
- ・これには、東京の各弁護士会や建築士の協会、行政書士会、不動産鑑定士など15前後の団体が災害復旧・復興のために連携する見込みである。
- ・同機構は、阪神・淡路大震災のケースを参考にし、東京で災害が起きた際にスムーズに対応できるように専門家同士でつながりを持つほか、被災者の心のケア対策で何ができるかも研究する。

(出典) 朝日新聞、平成16年12月1日版。

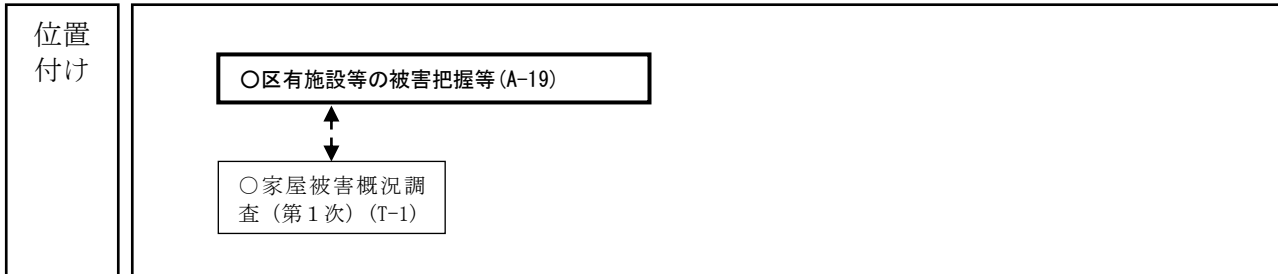
## (3) 「墨田区復興支援専門家プラットフォーム」

- ・墨田区は、復興支援に関する専門職団体等との連携体制を整備するため、「墨田区復興支援専門家プラットフォーム」(仮称)の設立に向けた検討を行う。
- ・専門職団体として、弁護士、不動産鑑定士、技術士、区画整理士、再開発コーディネーター、東京都防災ボランティア(応急危険度判定員)、(社)東京都建築士事務所協会、(社)中小企業診断協会、(社)東京都宅地建物取引業協会、東京土地家屋調査士会、東京司法書士会、東京都行政書士会、東京税理士会、建設業協会、その他研究者等が想定されている。

(出典) 墨田区「墨田区災害復興マニュアル」平成16年3月。

項目	<b>区有施設等の被害把握等</b>	<b>A-19</b>
----	--------------------	-------------

区有施設の管理責任者は、震災により施設が被災した被害の概況を把握し、必要な場合には速やかに応急危険度判定【J-1】を実施するとともに、緊急的な対応措置を講じる。引き続き被災度区分判定により、詳細に被害の程度を把握し、補強、補修又は取壊しの必要性について判断する。〈▶ A-19a〉

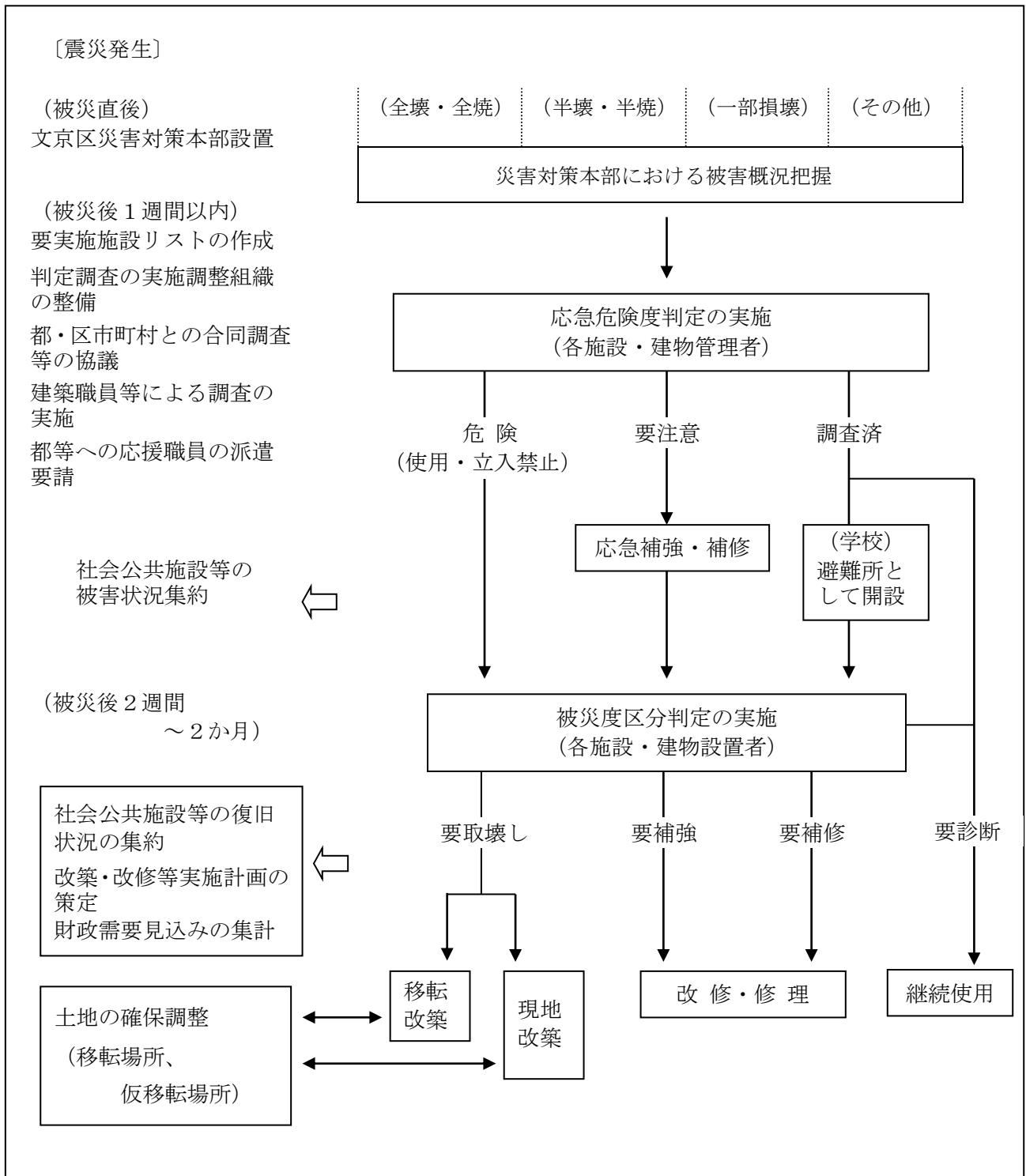


具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1) 区有施設等の被害把握	被災直後～1週間	各部	①各部は、所管する施設の被害調査を実施するとともに、指導監督する施設の設置者である民間法人等から各施設の被害状況等についての情報を得る。〈▶ A-19b〉 〈▶ A-19c〉 ②各部は、所管区有施設の被害概況をまとめ、災害対策本部に報告する。
(2) 区有施設等の応急危険度判定の実施	被災直後～1週間	施設管理部	①施設管理部は、被害概況に応じ都市計画部との連携の下で、早急に建築技術者による応急危険度判定調査を実施し、施設の閉鎖、応急補修等の応急的な対応策を講じる。〈▶ A-19d〉 ②施設の応急危険度判定の実施について必要人員が充足されない場合は、災害対策本部を通じて都に応援要請を行う。
(3) 区有施設等の被災度区分判定の実施	被災後2週間～2か月	各部 施設管理部	①各部は、施設管理部と連携し、応急危険度判定調査の結果を踏まえ、必要な施設の被災度区分判定調査を実施する。 ②被災度区分判定調査は、「震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術基準」(国土交通省住宅局建築指導課)を標準として実施する。
(4) 区有施設の再建計画の策定	被災後1か月～	各部 施設管理部 企画政策部 企画課	①各部は、上記判定に基づき、施設の復旧・復興対策を検討する。〈▶ A-19e〉 ②各部から区有施設の被害状況を集約し、区有施設の再建方法や優先順位を検討する。 ③区有施設の再建計画を策定し、震災復興総合計画に盛り込む。

留意事項	指定管理施設における再建計画の策定については指定管理者と協議する。
------	-----------------------------------

事前準備	<input type="checkbox"/> 各施設管理者は被害把握の方法を検討し、事前に訓練することが望ましい (各部)。 <input type="checkbox"/> 防災対策上特に重要な建築物を地域別にリストアップする (各部)。〈▶ A-19f〉 <input type="checkbox"/> 応急危険度判定の意義及び判定基準について、各部の建築技術職員等に対し、周知及び講習を行う (都市計画部)。
------	--

1. 被害把握の作業フロー図 (▶A-19a)



(出典) 東京都「震災復興マニュアル」平成 15 年 3 月。



## 2. 区有施設被害調査所管課一覧 (▶ A-19b)

区有施設	被害調査担当課	その他・備考
区有施設の被害調査総括	施設管理課	応急危険度判定台帳の整備等
シビックセンター	施設管理課	
男女平等センター	男女協働・子ども家庭支援センター担当課	
区民センター 地域活動センター・区民会館	区民課	
新江戸川公園集会所、大塚公園集会所	みどり公園課	
勤労福祉会館	経済課	本郷福祉センター（勤労福祉会館2階）
医療施設 保健衛生施設	生活衛生課	保健サービスセンター本郷支所・健康センター
福祉作業所	障害福祉課	
動坂福祉会館	障害福祉課	平成28年3月まで
特別養護老人ホーム、 高齢者在宅サービスセンター	福祉政策課	
福祉センター	福祉センター	平成27年3月まで
文京総合福祉センター	福祉政策課	平成27年4月から
保育施設	保育課	
児童施設	児童青少年課	
学校施設	学務課	
シビックホール、アカデミー施設、ふるさと歴史館、森鷗外記念館	アカデミー推進課	
スポーツ施設	スポーツ振興課	スポーツセンター、体育館、運動場、少年野球場、テニスコート
区立図書館	真砂中央図書館	
教育センター	教育センター	
区営住宅、シルバーピア	福祉政策課	
区立住宅	住環境課	

※複合施設については建物を所管する施設を被害調査所管課としています。

3. 公共建築物の被害調査の方法 (例) (▶ A-19c)

公共建築物の被害調査の方法について、阪神・淡路大震災後の神戸市において実施された対策は以下のとおりである。

阪神・淡路大震災では、被災施設の応急危険度判定(第1次調査)と応急措置を実施した後、より統一かつ客観的な基礎データの収集が必要ということで、「神戸市公共建築物震災調査会」を平成7年2月に設置し、下表のとおり第2次調査を実施した。「震災調査会」は、耐震工学、一般構造、建築設備等の学識経験者、日本建築学会、設計事務所、総合建設業者等で構成されており、本調査結果は、「神戸市公共建築復興基本計画」検討の基礎資料とされた。

表 「震災調査会」の調査方法

	一般営繕施設	教育施設
調査期間	平成7年2月22日～3月9日	平成7年2月7日～2月10日
調査者	学識経験者、現地支援センター、昭和設計、日建設計、東畑建築事務所、大林組、熊谷組、竹中工務店	日建設計
調査対象施設 (選定基準)	(1)主要施設 (庁舎、土木事務所、消防署、病院、 体育館、区民ホール、クリーンセンター、斎場、市場)	第1次調査によるBランク以上の学校施設(*1)
	(2)床面積3,000㎡以上の施設 (3)第1次調査によるBランク以上の施設(*1) (4)第1次調査によるCランク以上の避難所(*1) (5)外郭団体等からとくに依頼のあった施設	
調査対象施設数	165施設(全施設数約1,500) (検討対象施設数は147施設)	47学校(全施設数は約350) (検討対象施設数は47施設)
調査シート (*2)	(1)神戸市公共建築物(RC造・ARC造)構造調査チェックシート (2)神戸市公共建築物(S造)構造調査チェックシート (3)神戸市公共建築物 構造調査メモ (4)木造建築物の被災度区分判定調査シート	
報告資料	(1)調査シートの写し (2)被害箇所の写真	

(\*1) 第1次調査の被害度Bランクは、「中程度の改修を要するもの」、Cランクは「軽程度の改修を要するもの」

(\*2) 調査シートの(1)(2)(3)については、「震災建築物等の被災度判定基準」に基づいて独自に作成。なお、調査にあたっては、施設の平面図、立面図、構造軸組図、構造伏図、柱状図を可能な限り事務局で用意。

(出典) 神戸市「阪神・淡路大震災 神戸復興誌」平成12年1月17日。

**4. 区有施設の応急危険度判定と応急・復旧対策 (▶ A-19d)**

区有施設の応急危険度判定と応急・復旧対策について、作業方法は以下のとおりである。

**(1) 区有施設の応急危険度判定と被害調査****1) 区有施設被害調査担当の設置**

「区有施設被害調査担当」を設置し、職員を配備して、区有の施設建物の被害判定（被害調査の総括）と応急対策を実施する。

**2) 応急危険度判定・被害状況調査の実施 注1)**

発災後直ちに、職員により調査班を編成し、区有施設のうち建物についての応急危険度判定及び施設設備の被害状況に関する調査を実施する。区有施設の被害調査は、所管各課担当者と連携して実施する。

区有施設被害調査の所管課は、「2. 区有施設被害調査所管課一覧」を参照。

注1) 応急危険度判定の調査判定法等のマニュアル→建築物の震後対策・講習会テキスト(東京都都市整備局市街地建築部建築指導課)

**3) 判定調査結果の整理・報告**

区有施設の確保は、区の応急対策活動において重要であることから、区有建物、施設・設備についての判定調査結果は、速やかに災対情報部及び必要部課に報告する。

**4) 区有施設の応急危険度判定台帳及び被害台帳の整備 注2)**

判定結果については被害台帳を作成して、復旧対策、被害記録、区有財産の損失算定等の業務に対応する。

注2) 被害記録→災対情報部<広報課/情報処理課>所管事務、区有財産の損失算定→輸送部<契約管財課>所管事務

**(2) 応急対策の実施と復旧****1) 応急復旧 注3)**

応急危険度判定の終了した建物については、判定結果に基づくレベルの安全対策又は応急的な補修・補強作業を応急復旧計画を策定して早期に実施する。

注3) 建築物の応急復旧マニュアル→建築物の震後対策・講習会テキスト(東京都都市整備局市街地建築部建築指導課)

(1)応急復旧レベルⅠ

崩壊又はそれに近い大被害を受けた再使用が不可能な建物で、解体撤去が必要な建物である。当面の措置として、塀やバリケードを設け、ロープを張るなどの安全対策を実施する。

(2)応急復旧レベルⅡ

崩壊には至っていないが、余震により破壊が進行するおそれのある建物で、恒久対策を施すまでの間、一時的に補強する。建物は当面使用しない場合に適用される。

(3)応急復旧レベルⅢ

「要注意」又は「危険」の判定を受けた建物で、二次被害を防ぎながら、当面使用することを前提に行う補修作業を実施する。

2) 被災度区分判定と解体・恒久復旧

被災建物に関する応急対策実施の後、専門的な調査により、被災度区分判定を行い、補修・補強の要否の判定と解体又は恒久復旧の措置を検討し、実施する。

5. 災害復旧費国費補助に関する事務の流れ (例) (▶A-19e)

被害を受けた公共施設の復旧手続について、阪神・淡路大震災後の神戸市において実施された作業手順は下図のとおりである。なお、災害復旧に係る財政支援制度については【A-5】【A-8】を参照。

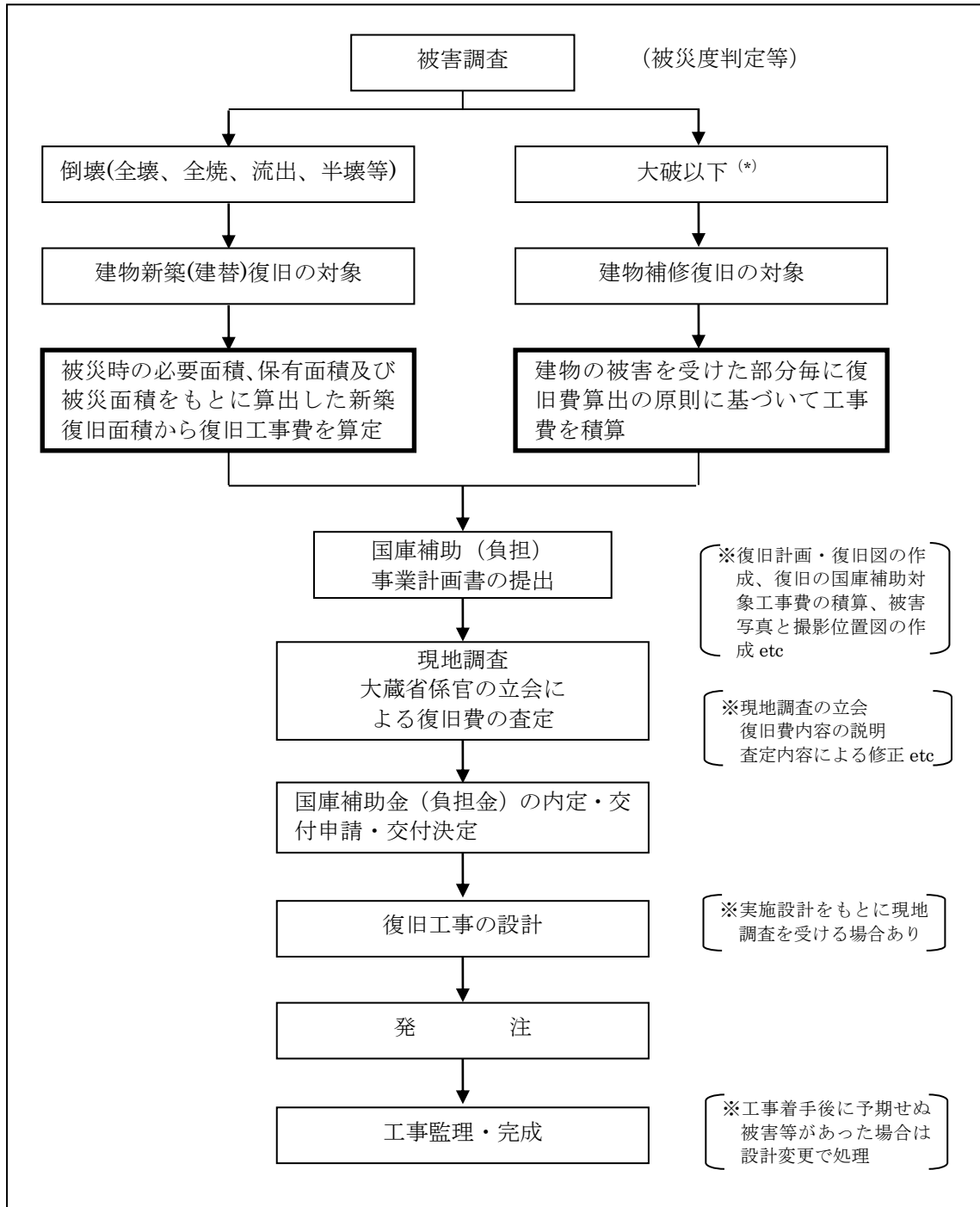


図 災害復旧国庫補助に関する事務の流れ

(出典) 神戸市「阪神・淡路大震災 神戸復興誌」平成12年1月17日。

6. 防災対策上特に重要な建築物 (▶ A-19f)

(1) 応急危険度判定の対象建築物と判定実施主体

「文京区地域防災計画」第2編震災対策第2部震災・応急復旧対策計画、第10章の「応急危険度判定」において、その判定対象建築物についての5つの区分があり、その中に「防災上特に重要な建築物」(消防署、警察署、官公庁建築物、病院、学校等)がある。

	判定対象建築物	判定実施主体
①	防災上特に重要な建築物 (消防署、警察署、官公庁建築物、病院、学校等) 〔東京都震災対策条例第17条 重要建築物〕	都区市町村の責任で実施
②	公共の共同住宅 〔東京都震災対策条例第16条 特殊建築物等〕	所有者・管理者の責任で実施
③	民間の共同住宅 〔東京都震災対策条例第16条 特殊建築物等〕	民間の判定員の協力を得て、区が実施
④	民間の戸建て住宅 〔東京都震災対策条例第15条 一般建築物〕	民間の判定員の協力を得て、区が実施
⑤	民間の事業所 〔東京都震災対策条例第16条 特殊建築物等〕	所有者・管理者の責任で実施

(出典) 文京区防災会議「文京区地域防災計画」(平成24年度修正)。

これについて、「東京都震災対策条例」第17条によると、下記のとおり、「・・・消防署、警察署その他の官公庁建築物」、「・・・病院、学校その他これらに準ずる建築物」とある。ここで、これらを防災対策上特に重要な建築物と定義する。

(重要建築物の耐震性等の強化)

第十七条 知事は、次に掲げる防災対策上特に重要な建築物について、耐震性及び耐火性の強化に努め、又は当事者をして努めさせなければならない。

- 一 震災時に消火、避難誘導及び情報伝達等の防災業務の中心となる消防署、警察署その他の官公庁建築物
- 二 震災時に緊急の救護所又は被災者の一時受入施設となる病院、学校その他これらに準ずる建築物

(「東京都震災対策条例」第17条より)

(出典) 東京都「東京都震災対策条例」。

(2) 防災対策上特に重要な建築物の一覧

①区及び指定地方行政機関等

表 区及び指定地方行政機関等の電話番号一覧表

平成 25 年 2 月現在

機 関 名	代表電話	正 連 絡 先		副 連 絡 先		宿日直室等 の電話
		部課係名	電話	部課係名	電話	
文京区役所	(3812)7111	総務部防災課	(5689)6850	総務部防災課	(5803)1179	(3812)7111
文京区教育委員会	(3812)7111	庶務課庶務係	(5803)1291			
保健サービスセンター本郷支所	(3821)5106	健康相談係	(3821)5106			
文京清掃事務所	(3813)6661	管理係	(3813)6661			
水道局文京営業所	(5840)8021	営業係	(5840)8021			中央支所給水課 (3256)6162
下水道局北部下水道事務所	(5820)4341	庶務課庶務係	(5820)4345	文京出張所	(5976)2516	
都・建設局第六建設事務所	—	工事課	(3882)4084	補修課	(3882)1156	
警視庁第五方面本部	(5840)0110		(5840)0110	庶務係	(5840)0110	(5840)0110
富坂警察署	(3817)0110	警備課	(3817)0110	警務課	(3817)0110	(3817)0110
大塚警察署	(3941)0110	警備課	(3941)0110	警務課	(3941)0110	(3941)0110
本富士警察署	(3818)0110	警備課	(3818)0110	警務課	(3818)0110	(3818)0110
駒込警察署	(3944)0110	警備課	(3944)0110	警務課	(3944)0110	(3944)0110
東京消防庁第五消防方面本部	(3590)0119	指揮隊	(3590)0119	指揮隊	(3590)0119	(3590)0119
小石川消防署	(3812)0119	警防課	(3812)0119	総務課	(3812)0119	(3812)0119
本郷消防署	(3815)0119	警防課	(3815)0119	総務課	(3815)0119	(3815)0119
陸上自衛隊第一師団第一普通科連隊	(3933)1161					
株式会社NTT東日本一東京	(6808)9132	運営担当 (アクセス)	(6808)9132			
東京電力株式会社東京支店大塚支社	(3917)7957	総務グループ	(3917)7957			(3918)1123
東京ガス株式会社東部支店	(3633)4993	総務広報部	(3633)4993			(0570)002211
交通局水道橋駅務区	(3815)7068		(3815)7068			
関東地方整備局東京国道事務所万世橋出張所	(3253)8361	管理係	(3253)8361	技術係	(3253)8364	(3253)8364
首都高速道路株式会社西東京管理局	(3264)8283	総務経理課担当課長	(3264)8283	総務経理課総務係	(3264)8201	(3264)2750 交通管制室
東京地下鉄株式会社後楽園駅務区	(3812)1722					
日本郵便株式会社小石川郵便局	(3815)7153	総務課				
日本郵便株式会社本郷郵便局	(5689)0303	総務課				

(出典) 文京区防災会議「文京区地域防災計画」(平成 24 年度修正)

②避難所にあてる学校施設等一覧表

施設名	所在地	電話
礪川小学校	小石川 2-13-2	(3811)7276
柳町小学校	小石川 1-23-16	(3811)0068
指ヶ谷小学校	白山 2-28-4	(3811)6005
林町小学校	千石 2-36-3	(3946)0421
明化小学校	千石 1-13-9	(3944)0366
青柳小学校	大塚 5-40-18	(3947)2471
関口台町小学校	関口 2-6-1	(3947)2631
小日向台町小学校	小日向 2-3-8	(3947)2371
金富小学校	春日 2-6-15	(3811)0066
窪町小学校	大塚 3-2-3	(3946)8261
大塚小学校	大塚 4-1-7	(3946)3421
湯島小学校	湯島 2-28-14	(3813)6061
誠之小学校	西片 2-14-6	(3811)7171
根津小学校	根津 1-14-3	(3822)4731
千駄木小学校	千駄木 5-44-2	(3821)7168
汐見小学校	千駄木 2-19-23	(3827)7566
昭和小学校	本駒込 2-28-31	(3944)0471
駒本小学校	向丘 2-37-5	(3827)5451
駕籠町小学校	本駒込 2-29-6	(3944)1471
本郷小学校	本郷 4-5-15	(3813)7551
旧元町小学校	本郷 1-1-19	

施設名	所在地	電話
第一中学校	小石川 5-8-9	(3811)7271
第三中学校	春日 1-9-31	(3814)2544
第六中学校	向丘 1-2-15 (平成27年3月まで) 向丘 1-2-2 (平成27年4月から)	(3814)6666
第八中学校	千駄木 2-19-22	(3821)7128
第九中学校	本駒込 3-28-9	(3821)7178
第十中学校	千石 2-40-17	(3944)0371
文林中学校	千駄木 5-25-10	(3827)7671
茗台中学校	春日 2-9-5	(3811)2969
本郷台中学校	本郷 2-38-23	(3811)2571
音羽中学校	大塚 1-9-24	(3947)2771
文京江戸川橋体育館	小日向 1-7-4	(3945)4008
教育センター (平成27年4月から避難所に指定)	湯島 4-7-13	(5800)2591

② 医療機関（東京都災害拠点病院）

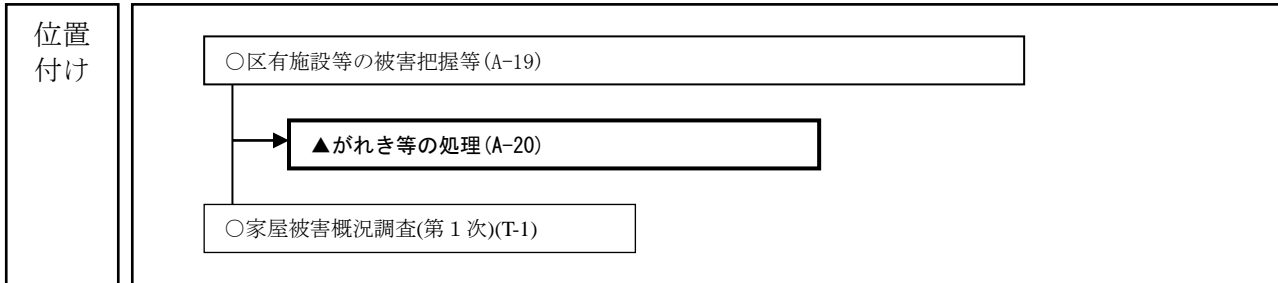
防災対策上特に重要な医療機関として、「東京都災害拠点病院」を掲載する。

医療機関名	所在地	電話番号
日本医科大学付属病院	文京区千駄木 1-1-5	3822-2131
順天堂大学医学部付属順天堂医院	文京区本郷 3-1-3	3813-3111
東京大学医学部付属病院	文京区本郷 7-3-1	3815-5411
東京医科歯科大学医学部付属病院	文京区湯島 1-5-45	3813-6111
東京都立駒込病院	文京区本駒込 3-18-22	3831-2181



項目	<b>がれき等の処理</b>	<b>A-20</b>
----	----------------	-------------

震災による建物の倒壊、焼失及び解体により発生するがれきや家具、什器等の廃棄物を適正に処理し、被災地の応急対策や復旧・復興対策を円滑に進めるため、的確な状況把握に基づき、「がれき処理基本計画」(以下「がれき計画」という。)を策定する。その後、速やかに、がれきの処理並びに家屋等の解体・撤去及び処理・処分に関する方針、手続等を区外への避難・流出区民を含む関係者に周知し、広域的な連携の下で、適切な処理を推進する。〈▶ A-20a〉

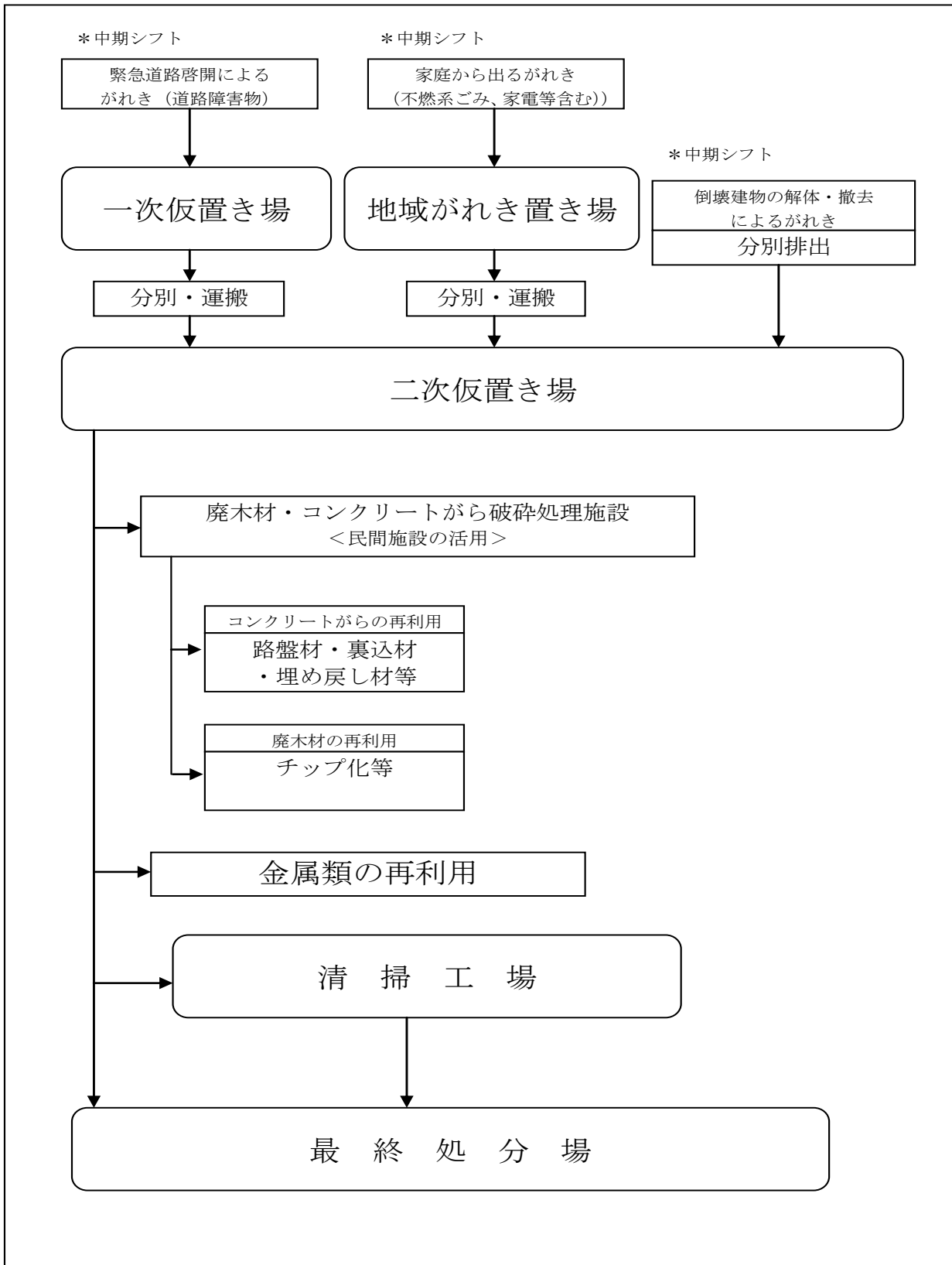


具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1)がれき等の発生量の予測	被災後1週間以内	資源環境部 土木部 都市計画部 建築指導課、 都市計画課	①応急危険度判定調査や災害対策本部が入手する情報を参考にして、がれきの発生量を予測するとともに、公費負担によるがれき処理の対象となる範囲を定める。
(2)がれき処理推進体制の整備	被災後1週間～	資源環境部 土木部 都市計画部 建築指導課、 都市計画課	①所管の区域におけるがれき処理推進体制を整備する。
(3)一次仮置き場の確保	被災後1週間程度	土木部	①緊急道路啓開に伴うがれき処理のため、一次仮置き場を確保する。
(4)二次仮置き場の確保	被災後2週間程度	土木部 都市計画部 建築指導課	①倒壊家屋の解体・撤去等に伴うがれき処理のため、二次仮置き場を確保する。
(5)がれき計画の策定と周知	被災後2週間～1か月程度	資源環境部 土木部 都市計画部 建築指導課、 都市計画課	①震災発生後の様々な情報を収集し、整理し、国、都等と協議の上、がれき発生量、公費負担によるがれき処理の対象範囲・手順・仮置き場の場所、スケジュール、再利用法等がれき処理全体の基本方針を示すがれき計画を策定する。 ②がれき計画で定められた、がれき処理に係る手続等を区外への避難・流出区民を含む関係者に広く周知する。 ③建物解体に伴う有害物質(PCB、特定フロン、アスベスト等)の取扱いについて、必要事項を担当者に周知する。
(6)がれき処理の実施及び調整	被災後2週間～1か月程度	(災害対策本部がれき処理部会)	①地域防災計画及びがれき計画に従い、所管の区域におけるがれきの処理を行う(がれき処理の受付開始)。
(7)環境対策の実施	被災後1か月程度以降	資源環境部	①解体撤去現場、仮置き場、処分場における環境対策、業者への指導、監視を実施する。

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質対策やリサイクル対策、環境影響評価など環境に配慮する。</li> <li>・各部の役割分担を事前に調整する。</li> <li>・一次がれき置き場の可能用地として、後楽公園少年野球場（後楽 1-6-5、2,673 m<sup>2</sup>）等を検討する。</li> </ul>
事前準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>□①公費による解体・撤去の必要性に関する判断基準、②市街地の復興地区区分の設定や建築制限の実施区域の設定等のまちづくりの進め方に合わせた優先順序付け及び公費で処理を行う期間について検討する（資源環境部、都市計画課、建築指導課）。</li> <li>□解体業者との協定などの事前準備について検討する（資源環境部）。</li> <li>□個人住宅の解体・撤去のための相談窓口と住宅相談及びまちづくり相談との連携について検討する（資源環境部、都市計画課、住環境課、福祉政策課、建築指導課）。</li> <li>□がれきの仮置場、処分場等の可能用地について事前協議を行う（資源環境部、都市計画課）。</li> </ul>

がれき処理作業のフロー図 (▶A-20a)

(1) がれき処理 (災害廃棄物処理) 作業システム・フロー



(出典) 文京区「文京区職員防災行動マニュアル」平成 26 年 3 月